

泉大津市議会令和2年第4回定例会会議事項

(令和2年11月25日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	5 5	泉大津市附属機関設置条例の一部改正の件	5
同	5 6	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	9
同	5 7	泉大津市ふるさと応援寄附条例の一部改正の件	1 3
同	5 8	泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	1 9
同	5 9	泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正の件	3 3
同	6 0	泉大津市国民健康保険料条例等の一部改正の件	4 5
同	6 1	泉大津市立織編館条例の一部改正の件	5 5
同	6 2	泉大津市火災予防条例の一部改正の件	6 5
同	6 3	指定管理者の指定の件	7 7
同	6 4	区域外における公の施設の設置及び利用に関する協議の件	7 9
同	6 5	市道路線の廃止の件	8 3
同	6 6	市道路線の認定の件	9 3
同	6 7	令和 2 年度泉大津市一般会計補正予算の件	1 1 1
同	6 8	令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	1 6 1
同	6 9	令和 2 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 7 7
同	7 0	令和 2 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	1 9 9

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	7 1	令和2年度泉大津市下水道事業会計補正予算の件	2 2 1
同	7 2	令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算の件	2 3 1

議案第 55 号

泉大津市附属機関設置条例の一部改正の件

泉大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する泉大津市空家等対策協議会を本市の附属機関として位置付けるため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市附属機関設置条例（令和２年泉大津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１項市長の附属機関の表に次のように加える。

泉大津市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に係る調査審議に関する事務
--------------	----------------------------------

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(参 考)

泉大津市附属機関設置条例新旧対照表

改 正 案	現 行										
別表	別表										
1 市長の附属機関	1 市長の附属機関										
<table><tr><th>名 称</th><th>担 任 事 務</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>泉大津市空家 等対策協議会</td><td>空家等対策計画の 作成及び変更並び に実施に係る調査 審議に関する事務</td></tr></table>	名 称	担 任 事 務	(略)	(略)	泉大津市空家 等対策協議会	空家等対策計画の 作成及び変更並び に実施に係る調査 審議に関する事務	<table><tr><th>名 称</th><th>担 任 事 務</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	名 称	担 任 事 務	(略)	(略)
名 称	担 任 事 務										
(略)	(略)										
泉大津市空家 等対策協議会	空家等対策計画の 作成及び変更並び に実施に係る調査 審議に関する事務										
名 称	担 任 事 務										
(略)	(略)										
2 教育委員会の附属機関	2 教育委員会の附属機関										
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)								
(略)											
(略)											

議案第 56 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 15 号）の施行により投票管理者の交替制に関する規定が整備されたことに伴い、投票管理者の報酬の額を定める規定について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年泉大津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

投票管理者	日額 14,000 円
-------	-------------

」を

「

投票管理者	職務時間が 7 時間以内の場合 7,000 円
	職務時間が 7 時間を超える場合は当該 1 時間につき 1,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表			別表		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年 泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額	(略)	(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年 泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額
投票管理者	職務時間が 7 時間以内の場合 7,000 円		投票管理者	日額 14,000 円	
	職務時間が 7 時間を超える場合は当該 1 時間につき 1,000 円				
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

議案第 57 号

泉大津市ふるさと応援寄附条例の一部改正の件

泉大津市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

本市が収受するふるさと応援寄附金については、これまで寄附金の全額を基金に積み立てることとしていたが、近年の寄附金額の飛躍的な増加に伴い、返礼品等の関連経費も増大していることから、返礼品等の関連経費にふるさと応援寄附金の一部を充てることができるようにするため、条例を改正するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する 条例（案）

泉大津市ふるさと応援寄附条例（平成 27 年泉大津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（積立て）

第 5 条 応援基金又は他の基金に積み立てる額は、寄附金の額から当該寄附金に係る経費に相当する額を減じた額を基準として、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、本市が収受するふるさと応援寄附金額の飛躍的な増加に伴い、返礼品等の関連経費も増大していることから、返礼品等の関連経費にふるさと応援寄附金の一部を充てることができるようにするため、改正するものであること。

1 改正内容

基金に積み立てる額は、収受した寄附金（泉大津市ふるさと応援寄附条例に基づき寄附された寄附金）の額から、当該寄附金に係る経費に相当する額を減じた額を基準として、一般会計歳入歳出予算に定める額とするものであること。（第5条関係）

2 施行期日

この条例（案）は、令和3年4月1日から施行するものであること。

泉大津市ふるさと応援寄附条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(積立て)</u> 第 5 条 応援基金又は他の基金に積み立てる額は、寄附金の額から当該寄附金に係る経費に相当する額を減じた額を基準として、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。	<u>(積立て)</u> 第 5 条 応援基金に積み立てる額は、 第 3 条の規定により応援基金で管理運用する寄附金の額とする。

議案第 58 号

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に従うなどして定める本市条例について、今後国の基準の改正があった場合においても同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年泉大津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第 1 章 総則」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準）

第 2 条 法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（暴力団の排除）

第 3 条 省令第 3 条第 1 項に規定する家庭的保育事業者等及び当該事業者等で勤務する職員は、泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

第 4 条から第 21 条までを削る。

第 2 章から第 5 章までを削る。

附則第 2 項から第 10 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国の基準」という。）に従うなどして定める本市条例について、今後国の基準の改正があった場合においても同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを行うものであること。

1 改正内容

- (1) 本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、(2)に定めるもののほか、国の基準に定めるとおりとするものであること。（第2条関係）
- (2) 家庭的保育事業者等及び当該事業者等で勤務する職員は、泉大津市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない旨定めるものであること。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
	<u>目次</u> <u>第 1 章 総則（第 1 条—第 2 1 条）</u> <u>第 2 章 家庭的保育事業（第 2 2 条—第 2 6 条）</u> <u>第 3 章 小規模保育事業</u> <u>第 1 節 小規模保育事業の区分（第 2 7 条）</u> <u>第 2 節 小規模保育事業 A 型（第 2 8 条—第 3 0 条）</u> <u>第 3 節 小規模保育事業 B 型（第 3 1 条・第 3 2 条）</u> <u>第 4 節 小規模保育事業 C 型（第 3 3 条—第 3 6 条）</u> <u>第 4 章 居宅訪問型保育事業（第 3 7 条—第 4 1 条）</u> <u>第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u>
第 1 条 （略） <u>（法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の条例で定める基準）</u>	第 1 条 （略） <u>（定義）</u>
第 2 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改 正 案	現 行
及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。	(1) 児童 法第４条第１項に規定する児童をいう。 (2) 乳児 法第４条第１項第１号に規定する乳児をいう。 (3) 幼児 法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、同条第１１項第２号又は同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童）をいう。 (4) 保護者 法第６条に規定する保護者をいう。 (5) 家庭的保育事業 法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。 (6) 小規模保育事業 法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。 (7) 居宅訪問型保育事業 法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 (8) 事業所内保育事業 法第６条の３第１２項に規定する事業所内保

改 正 案	現 行
<u>(暴力団の排除)</u> 第 3 条 省令第 3 条第 1 項に規定する家庭的保育事業者等及び当該事業者等で勤務する職員は、<u>泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。</u>	<u>育事業をいう。</u> <u>(9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。</u> <u>(最低基準の目的等)</u> 第 3 条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 <u>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</u> 第 4 条～第 21 条 （略） 第 2 章 家庭的保育事業 第 22 条～第 26 条 （略） 第 3 章 小規模保育事業 第 1 節 小規模保育事業の区分 第 27 条 （略）

改 正 案	現 行
附 則 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。	<u>第2節 小規模保育事業A型</u> <u>第28条～第30条 （略）</u> <u>第3節 小規模保育事業B型</u> <u>第31条及び第32条 （略）</u> <u>第4節 小規模保育事業C型</u> <u>第33条～第36条 （略）</u> <u>第4章 居宅訪問型保育事業</u> <u>第37条～第41条 （略）</u> <u>第5章 事業所内保育事業</u> <u>第42条～第48条 （略）</u> 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。 <u>（食事の提供の経過措置）</u> 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する

改 正 案	現 行
	<u>日までの間は、第 1 5 条、第 2 2 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 2 3 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 2 8 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 3 2 条及び第 4 8 条において準用する場合を含む。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 3 2 条及び第 4 8 条において準用する場合を含む。）、第 2 9 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 3 1 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 3 3 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 3 4 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 4 3 条第 1 号（調理室に係る部分に限る。）及び第 5 号（調理室に係る部分に限る。）、第 4 4 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第 4 7 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して 1 0 年を経過する日までの間は、第 1 5 条、第 2 2 条第 4 号（調理設</u>

改 正 案	現 行
	<u>備に係る部分に限る。）及び第２３条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第１０条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u> <u>（連携施設に関する経過措置）</u> <u>４ 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第６条の規定にかかわらず、施行日から起算して１０年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u> <u>（小規模保育事業Ｂ型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置）</u>

改 正 案	現 行
	5 <u>第 3 1 条及び第 4 7 条の規定の適用については、第 2 3 条第 2 項に規定する家庭的保育者又は同条第 3 項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 3 1 条第 1 項及び第 4 7 条第 1 項に規定する保育従事者とみなす。</u> <u>(小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置)</u> 6 <u>小規模保育事業 C 型にあっては、第 3 5 条の規定にかかわらず、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、その利用定員を 6 人以上 1 5 人以下とすることができる。</u> <u>(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u> 7 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 2 9 条第 2 項各号又は第 4 4 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができ</u>

改 正 案	現 行
	<u>る。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</u> 8 <u>前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u> 9 <u>附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、</u>

改 正 案	現 行
	<u>開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u> <u>10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u>

議案第 59 号

泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等 の一部改正の件

泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

大阪府の福祉医療費助成制度において、精神病床への入院に係る給付を医療費の
助成対象とするとともに、重度障がい者医療費助成における住所地特例については
国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に準拠したものに改めることとされ
たことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年泉大津市条例第31号の1）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設」を「国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府内に所在するものに限る。）」に、「当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）」を「当該病院等に入院等をした際泉大津市」に、「当該他の市町村」を「泉大津市」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であつて、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、泉大津市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするこ

によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該２以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際泉大津市の区域内に住所を有していたと認められるもの

- (2) 継続して入院等をしている２以上の病院等のうち１つの病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」という。）により当該１つの病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際泉大津市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第４条第１項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」を「又は生活療養」に改める。

（泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条 泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例（平成５年泉大津市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「（精神病床への入院に係る給付を除く。）」を削る。

（泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第３条 泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５５年泉大津市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「（精神病床への入院に係る給付を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 第１条の規定による改正後の泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新障害者医療費助成条例」という。）第２条第３項及び第４項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第３項に規定する入院等（以下この項において「入院等」という。）をした者について適用し、施行日前に入院等をした者については、令和３年１１月１日から適用する。
- ３ 新障害者医療費助成条例第４条第１項、第２条の規定による改正後の泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例第２条第３項及び第３条の規定による改正後

の泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等 の一部を改正する条例（案）要綱

この条例（案）は、大阪府の福祉医療費助成制度において、精神病床への入院に係る給付を医療費の助成対象とするとともに、重度障がい者医療費助成における住所地特例については国民健康保険法に準拠したものに改めることとされたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであること。

第1 泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正

1 助成範囲の改正

精神病床への入院に係る給付を、重度障害者医療費の助成対象に加えるものであること。（第1条の規定による泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例第4条第1項関係）

2 住所地特例制度の改正

住所地特例制度（重度障害者医療費の助成対象者が国民健康保険又は後期高齢者医療に加入しており、障害者支援施設又は障害児入所施設への入所により、当該施設の所在する場所に住所を変更した場合に、入所前の住所地の市町村が引き続き重度障害者医療費の助成の実施主体となる制度）を、次の表のとおり国民健康保険法に準拠したものに改めるものであること。

区 分	改 正 案	現 行
対 象 施 設	病院・診療所、児童福祉施設、 障害者支援施設、老人福祉施設、 介護保険施設、介護保険 特定施設 【国民健康保険法に準拠】	障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）
2 以上の施設等に継続入所等した場合の取扱い	最初の施設等入所等前に本市に住所を有していた場合、 本市が実施主体となる。 【国民健康保険法に準拠】	規定なし

(第1条の規定による泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第3項及び第4項関係)

第2 泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正

精神病床への入院に係る給付を、子ども医療費の助成対象に加えるものであること。(第2条の規定による泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第3項関係)

第3 泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正

精神病床への入院に係る給付を、ひとり親家庭医療費の助成対象に加えるものであること。(第3条の規定による泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条第1項関係)

第4 附則に関する事項

1 施行期日

この条例(案)は、令和3年4月1日から施行するものであること。(附則第1項)

2 適用区分

- (1) 第1の2の住所地特例制度の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入院等をした者について適用し、施行日前に入院等をした者については、令和3年11月1日から適用するものであること。(附則第2項)
- (2) 第1の1、第2及び第3の助成範囲の改正は、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例によるものであること。(附則第3項)

泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等 新旧対照表

第1 泉大津市重度障害者の医療費の助成に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 案	現 行
(対象者) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該病院等に入院等をした際泉大津市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、<u>泉大津市</u>の対象者とする。ただし、<u>前項各号のいずれかに該当する者又は2以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下</u></u>	(対象者) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、<u>当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村</u>の対象者とする。</u>

改 正 案	現 行
<u>「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。</u> <u>4 前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、泉大津市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。</u> <u>(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際泉大津市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u> <u>(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち1つの病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」と</u>	

改 正 案	現 行
<u>いう。)により当該1つの病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際泉大津市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u> （助成の範囲） 第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 2 及び 3 （略）	（助成の範囲） 第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 2 及び 3 （略）

第2 泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「医療費」とは、規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる医療費をいう。 4 （略）	（定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「医療費」とは、規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費（<u>精神病床への入院に係る給付を除く。</u>）の支給の対象となる医療費をいう。 4 （略）

第3 泉大津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
（助成の範囲） 第5条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保	（助成の範囲） 第5条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保

改 正 案	現 行
除各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。）、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。 2 及び 3 （略）	除各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。）、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合 <u>（精神病床への入院に係る給付を除く。）</u> における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。 2 及び 3 （略）

議案第 60 号

泉大津市国民健康保険料条例等の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により、地方税における延滞金の割合等の見直しが行われたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市国民健康保険料条例等の一部を改正する条例 (案)

(泉大津市国民健康保険料条例の一部改正)

第1条 泉大津市国民健康保険料条例（昭和51年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(泉大津市介護保険条例の一部改正)

第2条 泉大津市介護保険条例（平成12年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(泉大津市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 泉大津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年泉大津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例

基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

(経過措置)

2 第１条の規定による泉大津市国民健康保険料条例附則第１０項、第２条の規定による泉大津市介護保険条例附則第８条及び第３条の規定による泉大津市後期高齢者医療に関する条例附則第２条の規定は、延滞金のうち令和３年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市国民健康保険料条例等の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、地方税における延滞金の割合等の見直しが行われたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであること。

1 地方税における延滞金の割合等の見直しに伴う改正

地方税において延滞金の基準となる「特例基準割合」の見直しが行われ、名称等が変更されたことに伴い、延滞金の割合の特例に係る規定において「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるほか、所要の規定の整備を行うものであること。（第1条の規定による泉大津市国民健康保険料条例附則第10項、第2条の規定による泉大津市介護保険条例附則第8条及び第3条の規定による泉大津市後期高齢者医療に関する条例附則第2条関係）

2 附則に関する事項

- (1) この条例（案）は、令和3年1月1日から施行するものであること。（附則第1項）
- (2) この条例（案）による改正後の泉大津市国民健康保険料条例、泉大津市介護保険条例及び泉大津市後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものであること。（附則第2項）

泉大津市国民健康保険料条例等新旧対照表

第1 泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
附 則 1～9 （略） （延滞金の割合の特例） 10 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></u>	附 則 1～9 （略） （延滞金の割合の特例） 10 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と</u></u>

改 正 案	現 行
1 1 (略)	する。 1 1 (略)

第 2 泉大津市介護保険条例新旧対照表（第 2 条関係）

改 正 案	現 行
附 則 (延滞金の割合の特例) 第 8 条 当分の間、第 1 0 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第 8 条 当分の間、第 1 0 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した</u>

改 正 案	現 行
パーセントの割合) とする。	割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合) とする。

第 3 泉大津市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第 3 条 関係）

改 正 案	現 行
附 則 (延滞金の割合等の特例) 第 2 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延</u></u>	附 則 (延滞金の割合等の特例) 第 2 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における<u>特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した</u></u>

改 正 案	現 行
<u>滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。	割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

議案第 6 1 号

泉大津市立織編館条例の一部改正の件

泉大津市立織編館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市立織編館（以下「織編館」という。）の展示及びギャラリー機能を新図書館へ複合化させることに伴い、現行の常設展示室及びギャラリーを閉室することに係る規定の整備を行うとともに、織編館が実施する事業において、繊維に関わる事業に留まらず、幅広い事業展開が求められていることに鑑み、設置目的について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市立織編館条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市立織編館条例（平成４年泉大津市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「民俗等」の次に「及び泉大津市の歴史」を、「資料」の次に「（以下「歴史資料」という。）」を加え、「促進するとともに、ファッション都市にふさわしい芸術性と美術感覚を養成する場を提供し」を「促進し」に改める。

第５条を削り、第４条を第５条とする。

第３条第１号中「繊維関連資料及び民俗資料等（以下「繊維資料」という。）」を「歴史資料」に改め、同条第２号及び第３号中「繊維資料」を「歴史資料」に改め、同条第４号を削り、同条第５号中「前各号」を「前３号」に改め、同号を同条第４号とし、同条を第４条とし、第２条の２を第３条とする。

第７条から第１４条までを削り、第１５条を第７条とする。

第１６条を削る。

第１７条中「繊維資料」を「歴史資料」に改め、同条を第８条とし、第１８条を第９条とする。

別表第１及び別表第２を削る。

附 則

この条例は、令和２年１２月１日から施行する。

(参 考)

泉大津市立織編館条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、織編館の展示及びギャラリー機能を新図書館へ複合化させることに伴い、現行の常設展示室及びギャラリーを閉室することに係る規定の整備を行うとともに、織編館が実施する事業において、繊維に関わる事業に留まらず、幅広い事業展開が求められていることに鑑み、設置目的について所要の改正を行うものである。

1 改正内容

- (1) 事業に係る規定において織編館のギャラリーの一般利用についての事項を削るほか、織編館のギャラリーに係る諸規定を削るものであること。（改正前の第3条第4号、第7条から第14条まで及び第16条並びに別表第2関係）
- (2) 繊維に関わる事業に留まらず、織編館が所蔵する多くの資料を活かし、歴史や文化をより効果的に発信することで本市の魅力向上とアイデンティティを育む事業の強化を図るなど、幅広い事業展開を行うために、織編館が収集し、保管し、展示する資料として泉大津市の歴史に関する資料を加えるとともに、織編館が収集等する資料の呼称を「繊維資料」から「歴史資料」に改めるものであること。（第1条並びに改正前の第3条第1号から第3号まで及び第17条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例（案）は、令和2年12月1日から施行するものであること。

泉大津市立織編館条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 繊維、民俗等及び泉大津市の<u>歴史に関する資料</u>（以下「<u>歴史資料</u>」という。）を収集し、保管し、展示して市民の学習及び交流を<u>促進し</u>、もって市民の文化的向上に資するため、泉大津市立織編館（以下「織編館」という。）を設置する。 <u>第3条</u> （略） (事業) 第4条 織編館は、次の事業を行う。 (1) <u>歴史資料</u>の収集、保管及び展示を行うこと。 (2) <u>歴史資料</u>に関する調査研究を行うこと。 (3) <u>歴史資料</u>に関する講演会、研究会等を開催すること。 (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するため必要なこと。 <u>第5条</u> （略）	(設置) 第1条 繊維、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の学習及び交流を<u>促進するとともに</u>、<u>ファッション都市にふさわしい芸術性と美術感覚を養成する場を提供し</u>、もって市民の文化的向上に資するため、泉大津市立織編館（以下「織編館」という。）を設置する。 <u>第2条の2</u> （略） (事業) 第3条 織編館は、次の事業を行う。 (1) <u>繊維関連資料及び民俗資料等</u>（以下「<u>繊維資料</u>」という。）の収集、保管及び展示を行うこと。 (2) <u>繊維資料</u>に関する調査研究を行うこと。 (3) <u>繊維資料</u>に関する講演会、研究会等を開催すること。 (4) <u>織編館のギャラリーを芸術作品展示のため一般の利用に供すること。</u> (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要なこと。 <u>第4条</u> （略）

改 正 案	現 行
	<u>(入館料)</u> <u>第 5 条 織編館に入館しようとする者</u> <u>(以下「入館者」という。)</u>の入館料は、<u>無料とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、織編館</u> <u>が特別の企画に基づき、繊維資料を</u> <u>展示する場合の入館料の額は、別表</u> <u>第 1 の金額の範囲内で委員会がその</u> <u>都度定めることができる。</u> <u>(使用の許可)</u> <u>第 7 条 織編館のギャラリーを使用し</u> <u>ようとする者は、あらかじめ委員会</u> <u>の許可を受けなければならない。</u> <u>2 委員会は、前項の許可をする場合</u> <u>において管理運営上必要な条件を付</u> <u>し、及びこれを変更することができる。</u> <u>(許可の基準)</u> <u>第 8 条 委員会は、次の各号のいずれ</u> <u>かに該当するときは、前条第 1 項の</u> <u>許可をしてはならない。</u> <u>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す</u> <u>るおそれがあると認められると</u> <u>き。</u> <u>(2) 営利を目的として使用すると認</u> <u>められるとき。</u> <u>(3) 建物又は附属設備その他の器具</u> <u>備品を汚損し、損傷し、又は滅失</u>

改 正 案	現 行
	<u>するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(4) 管理運営上支障があると認められるとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会がその使用を不適當と認めるとき。</u> <u>(許可の取消し等)</u> <u>第 9 条 委員会は、第 7 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</u> <u>(2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u> <u>(使用料)</u> <u>第 1 0 条 使用者は、別表第 2 に掲げる使用料を前納しなければならない。</u> <u>(還付)</u> <u>第 1 1 条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、</u>

改 正 案	現 行
	<u>その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(減免)</u> <u>第 1 2 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(権利譲渡等の禁止)</u> <u>第 1 3 条 使用者は、織編館のギャラリーを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は使用許可を受けた目的以外に使用してはならない。</u> <u>(立入り等)</u> <u>第 1 4 条 委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。</u>
第 7 条 (略)	<u>第 1 5 条 (略)</u> <u>(免責事項)</u> <u>第 1 6 条 織編館の使用により又はこの条例に基づく処分によって生じた損害については、委員会は、特別の事由がある場合を除くほか、その責めを負わない。</u>
(寄託及び寄贈)	(寄託及び寄贈)
第 8 条 織編館に <u>歴史資料</u> の寄託又は寄贈をしようとする者は、委員会に	第 1 7 条 織編館に <u>繊維資料</u> の寄託又は寄贈をしようとする者は、委員会

改 正 案	現 行								
申し出て、その承認を受けなければならない。	に申し出て、その承認を受けなければならない。								
<u>第 9 条</u> （略）	<u>第 1 8 条</u> （略）								
	<u>別表第 1</u>								
	<table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>単位</u></th><th><u>金額</u></th></tr><tr><td><u>個人</u></td><td rowspan="2"><u>1人1回</u></td><td><u>1, 000円以内</u></td></tr><tr><td><u>団体 (20人以上)</u></td><td><u>800円以内</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>個人</u>	<u>1人1回</u>	<u>1, 000円以内</u>	<u>団体 (20人以上)</u>	<u>800円以内</u>
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>							
<u>個人</u>	<u>1人1回</u>	<u>1, 000円以内</u>							
<u>団体 (20人以上)</u>		<u>800円以内</u>							
	<u>別表第 2</u>								
	<table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>単位</u></th><th><u>金額</u></th></tr><tr><td><u>ギャラリー</u></td><td><u>1室1週間</u></td><td><u>30, 000円</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>ギャラリー</u>	<u>1室1週間</u>	<u>30, 000円</u>		
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>							
<u>ギャラリー</u>	<u>1室1週間</u>	<u>30, 000円</u>							

議案第 6 2 号

泉大津市火災予防条例の一部改正の件

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 7 号）が公布され、急速充電設備の全出力の上限が拡大されたこと及び急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市火災予防条例（昭和 37 年泉大津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 12 号において同じ。）をいう」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の泉大津市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市火災予防条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、急速充電設備の全出力の上限が拡大されたこと及び急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正の内容

(1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するものであること。（第11条の2関係）

(2) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目に次の項目を追加するものであること。（第11条の2関係）

ア 全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除き、屋外に設けるものについて、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

イ 充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのコネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。

ウ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものについて、当該液体が漏れた場合に内部基盤等の機器に影響を与えない構造とし、当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知するとともに、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

エ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものについて、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

オ 蓄電池を内蔵しているものについて、低温による温度異常を追加するとともに、制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知

した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(3) 急速充電設備に関する事項

全出力50キロワット以下のものを除く急速充電設備については、消防長への設置の届出を要することとするものであること。(第44条関係)

(4) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和3年4月1日から施行するものであること。

(2) 経過措置

この条例(案)施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものであること。

泉大津市火災予防条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(燃料電池発電設備) 第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 11 号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項（第 7 号を除く。）並びに第 12 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用する。 2～5 （略） (急速充電設備) 第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する	(燃料電池発電設備) 第 8 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 17 条の 2 並びに第 44 条第 10 号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 18 号及び第 18 号の 3 並びに第 2 項第 1 号、第 11 条第 1 項（第 7 号を除く。）並びに第 12 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用する。 2～5 （略） (急速充電設備) 第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車

改 正 案	現 行
原動機付自転車という。<u>第 1 2 号に おいて同じ。）をいう。</u>以下この条 において同じ。）に充電する設備 （全出力 2 0 キロワット以下のもの 及び全出力 <u>2 0 0 キロワット</u>を超え るものを除く。）をいう。以下同 じ。）の位置、構造及び管理は、次 に掲げる基準によらなければならない。 い。 (1) <u>急速充電設備（全出力 5 0 キロ ワット以下のもの及び消防長が認 める延焼を防止するための措置が 講じられているものを除く。）を 屋外に設ける場合にあっては、建 築物から 3 メートル以上の距離を 保つこと。ただし、不燃材料で造 り、又は覆われた外壁で開口部の ないものに面するときは、この限 りではない。</u> (2)～(4) （略） (5) 充電を開始する前に、急速充電 設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動 的に絶縁状況の確認を行い、絶縁 されていない場合には、充電を開 始しない措置を講ずること。 (6) 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>が 確実に接続されていない場合に	をいう。以下この条において同 じ。）に充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び全出力 <u>5 0 キロワット</u>を超えるものを除 く。）をいう。以下同じ。）の位 置、構造及び管理は、次に掲げる基 準によらなければならない。 (1)～(3) （略） (4) 充電を開始する前に、急速充電 設備と<u>電気を動力源とする自動車 等</u>との間で自動的に絶縁状況の確 認を行い、絶縁されていない場合 には、充電を開始しない措置を講 ずること。 (5) 急速充電設備と<u>電気を動力源と する自動車等</u>が確実に接続されて

改 正 案	現 行
は、充電を開始しない措置を講ずること。 (7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u> (8)～(12) (略) (13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u> (14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u>	いない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u> (7)～(11) (略)

改 正 案	現 行
<u>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、 複数の電気自動車等に同時に充電 する機能を有するものにあつて は、出力の切替えに係る開閉器の 異常を自動的に検知する構造と し、当該開閉器の異常を検知した 場合には、急速充電設備を自動的 に停止させる措置を講ずること。</u> <u>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内 蔵しているものにあつては、当該 蓄電池について次に掲げる措置を 講ずること。</u> ア (略) イ 異常な高温とならないこと。 ウ <u>温度の異常を自動的に検知す る構造とし、異常な高温又は低 温を検知した場合には、急速充 電設備を自動的に停止させるこ と。</u> エ <u>制御機能の異常を自動的に検 知する構造とし、制御機能の異 常を検知した場合には、急速充 電設備を自動的に停止させるこ と。</u> <u>(17)及び(18) (略)</u>	<u>(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内 蔵しているものにあつては、当該 蓄電池について次に掲げる措置を 講ずること。</u> ア (略) イ 異常な高温とならないこと。 <u>また、異常な高温となった場合 には、急速充電設備を自動的に 停止させること。</u> <u>(13)及び(14) (略)</u>

改 正 案	現 行
2 (略) (火を使用する設備の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u> <u>(11)～(14)</u> (略) <u>(15)</u> 水素ガスを<u>充填する</u>気球	2 (略) (火を使用する設備の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10)～(13)</u> (略) <u>(14)</u> 水素ガスを<u>充てんする</u>気球

議案第 63 号

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
泉大津市立総合福祉センター	泉大津市東雲町 9 番 15 号 泉大津市立総合福祉センター内 社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

区域外における公の施設の設置及び利用に関する協 議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり和泉市と協議の上、和泉市の公の施設を本市区域内に設置すること及び当該公の施設を本市住民が利用することについて、同条第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

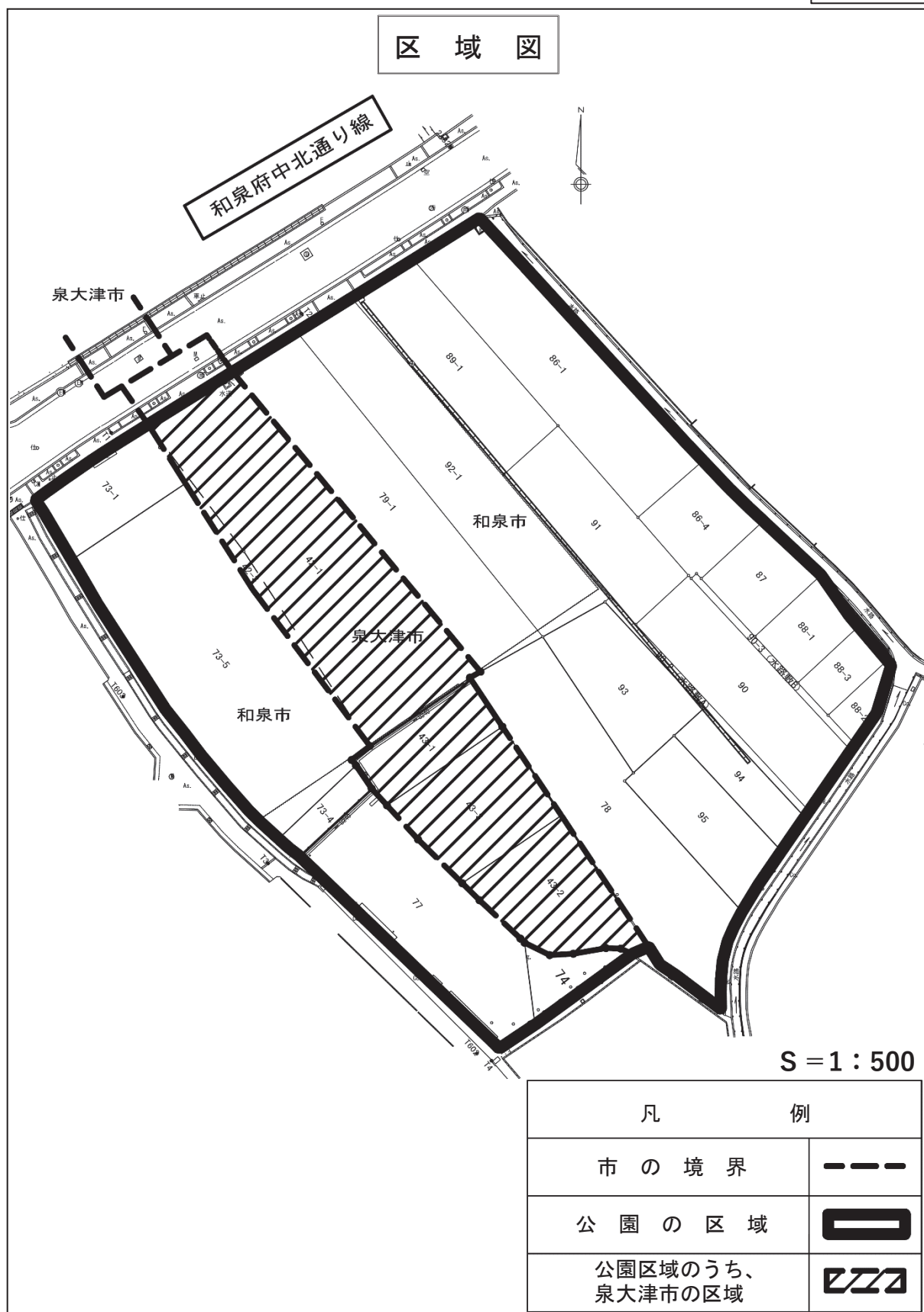
泉大津市長 南 出 賢 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 芦洗公園 |
| 2 | 設 置 場 所 | 泉大津市東豊中町三丁目 4 2 番 1、4 2 番 3、4 3 番 1、
4 3 番 2 及び 4 3 番 3（別図 1 及び別図 2） |
| 3 | 設 置 の 目 的 | 災害時における住民の安全確保その他の都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資するため。 |
| 4 | 住民の利用関係 | 泉大津市民は、当該施設を利用できるものとする。この場合において、泉大津市民が利用するときの必要な事項については、和泉市民の場合と同様とする。 |
| 5 | 経 費 の 負 担 | |
| | (1) 設置の経費 | 和泉市が負担する。 |
| | (2) 管理の経費 | 和泉市が負担する。 |

位置図



別図 2



議案第 65 号

市 道 路 線 の 廃 止 の 件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の廃止について市議会の議決を求める。

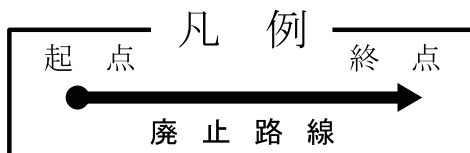
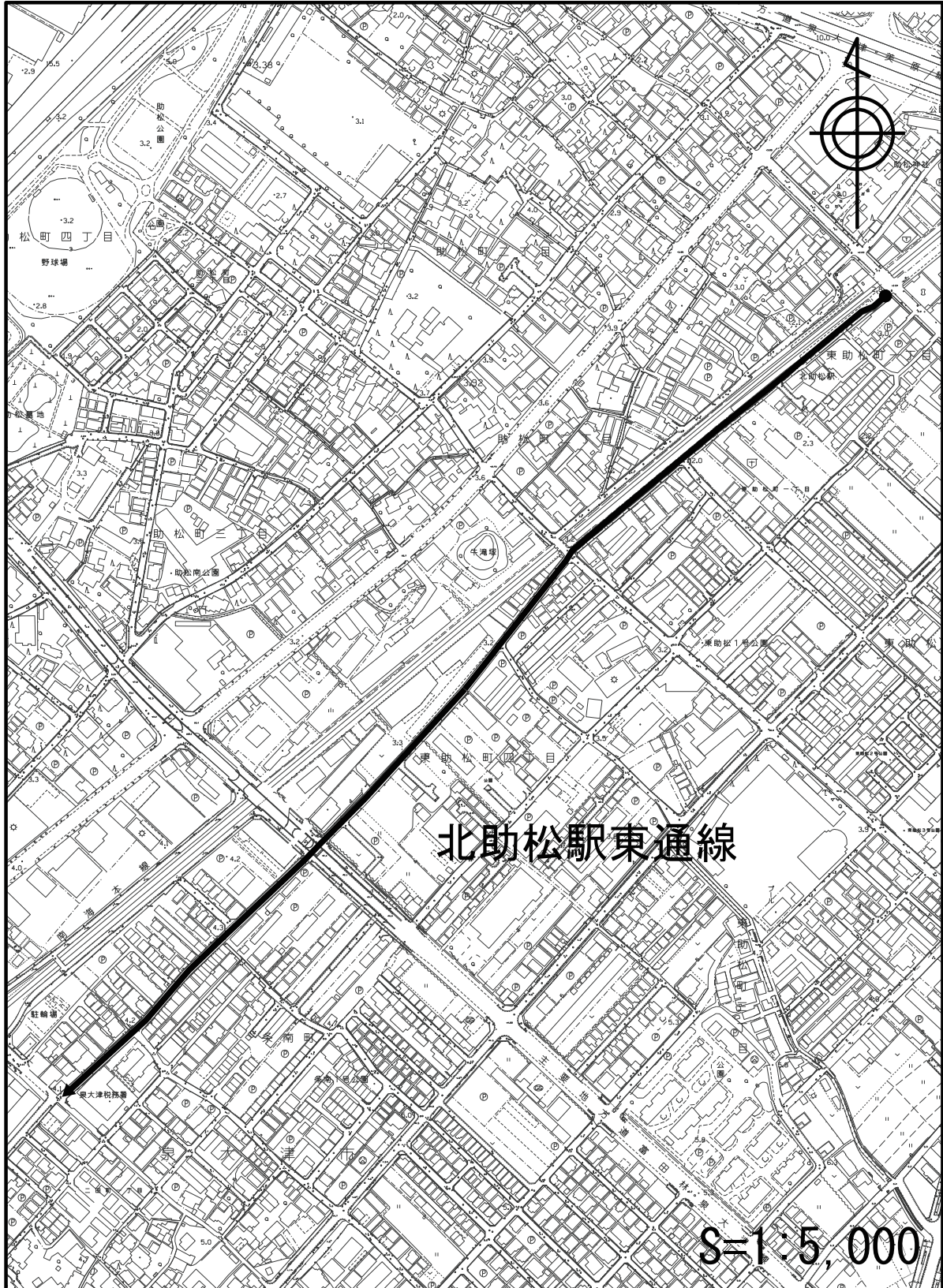
令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
北助松駅東通線	起点 東助松町一丁目 440 番地の 5 先 終点 二田町一丁目 900 番地先	—	別紙見取図 1
二田町 5 号線	起点 二田町二丁目 229 番地の 5 先 終点 同 8 番地先	—	別紙見取図 2
二田町 7 号線	起点 二田町一丁目 209 番地の 6 先 終点 同 276 番地の 1 先	—	同
二田町 13 号線	起点 二田町二丁目 229 番地の 5 先 終点 同 921 番地の 1 先	—	同
二田古池公園線	起点 曾根町三丁目 413 番地の 3 先 終点 同 419 番地の 2 先	—	別紙見取図 3
池園町 9 号線	起点 曾根町三丁目 173 番地の 1 先 終点 池園町 924 番地の 234 先	—	別紙見取図 4
曾根 12 号線	起点 曾根町三丁目 172 番地の 10 先 終点 同 425 番地先	—	同
東雲 2 号線	起点 東雲町 64 番地の 2 先 終点 同 63 番地の 2 先	—	別紙見取図 5

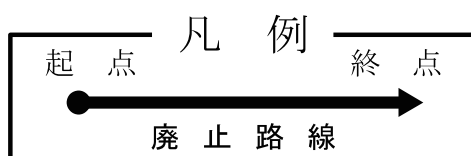
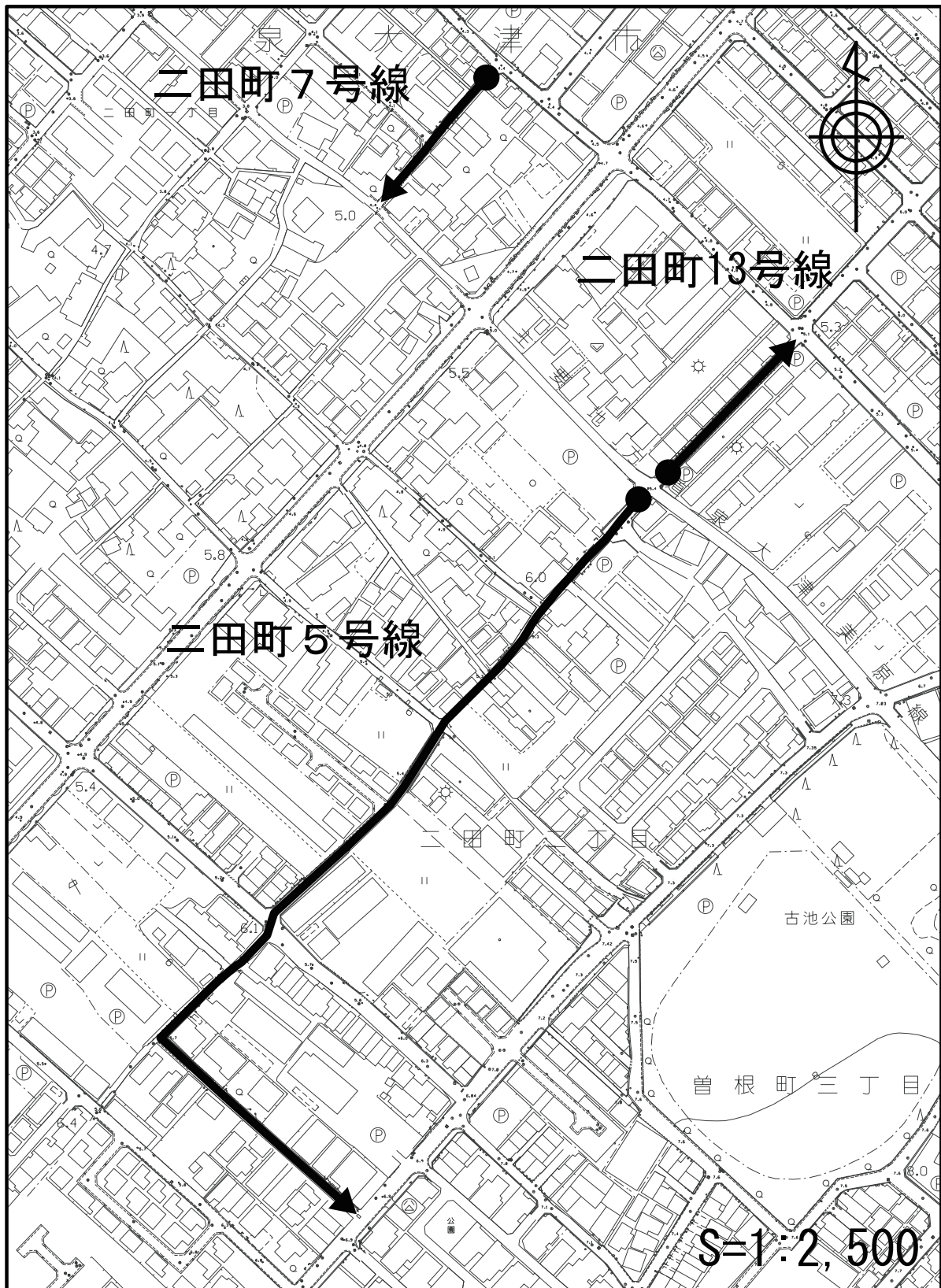
路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
河 原 町 7 号 線	起点 河原町 9 6 番地の 8 先 終点 同 1 0 9 番地の 1 2 先	—	別紙見取図 6
虫 取 1 9 号 線	起点 虫取町二丁目 1 2 3 番地の 2 4 先 終点 同 1 1 5 番地の 4 先	—	別紙見取図 7

見取図 1



路線名 北助松駅東通線

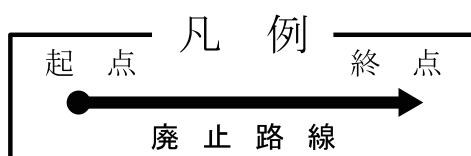
見取図 2



路線名

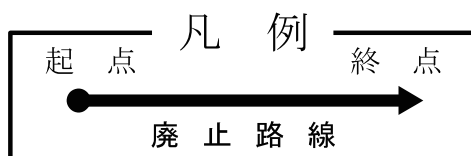
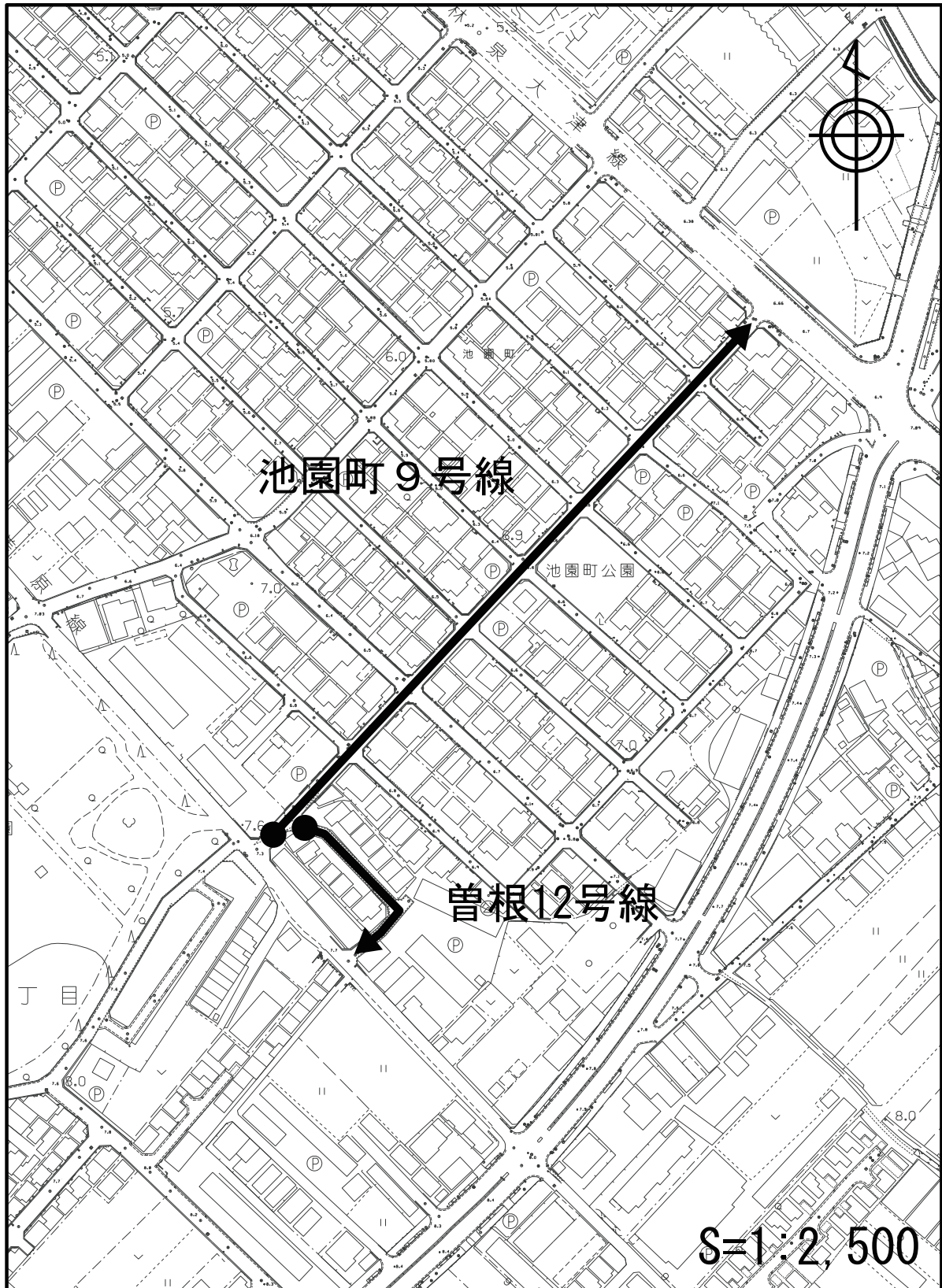
二田町5号線
二田町7号線
二田町13号線

見取図 3



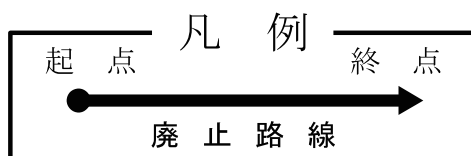
路線名 二田古池公園線

見取図 4



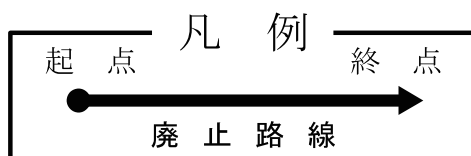
路線名 池園町 9号線
 曽根 12号線

見取図 5



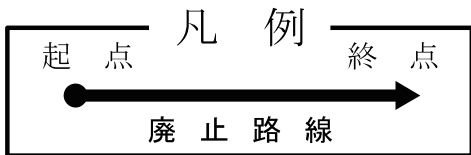
路線名 東雲2号線

見取図 6



路線名 河原町7号線

見取図 7



路線名 虫取19号線

議案第 66 号

市 道 路 線 の 認 定 の 件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の認定について市議会の議決を求める。

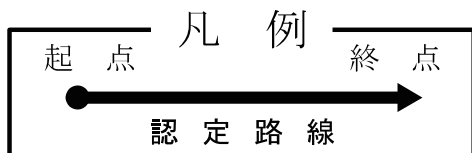
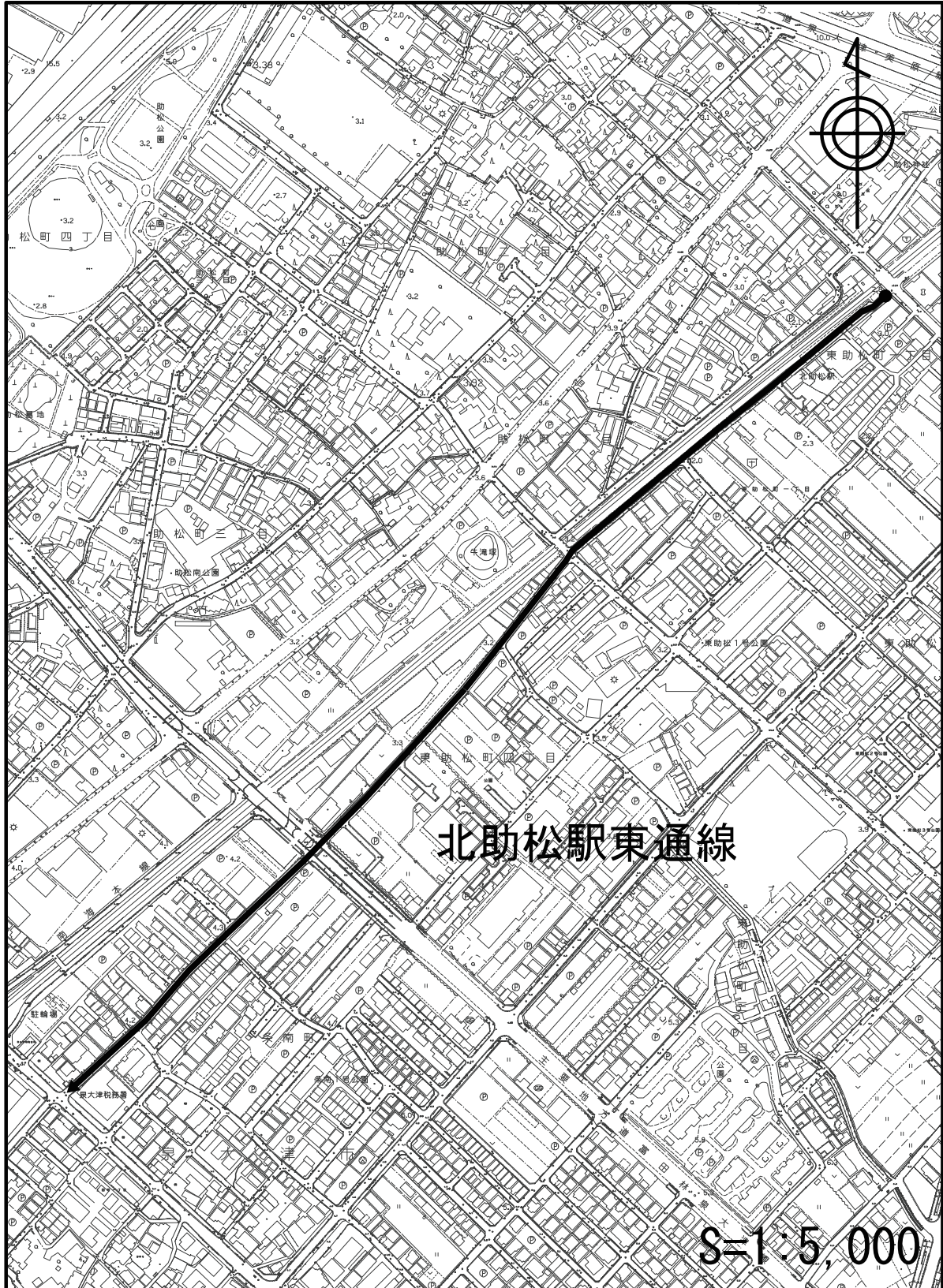
令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
北助松駅東通線	起点 東助松町一丁目 439 番地の 5 先 終点 二田町一丁目 181 番地の 1 先	—	別紙見取図 1
二田町 5 号線	起点 二田町二丁目 225 番地の 20 先 終点 同 8 番地の 3 先	—	別紙見取図 2
二田町 7 号線	起点 二田町一丁目 209 番地の 6 先 終点 同 215 番地の 2 先	—	同
二田町 13 号線	起点 二田町二丁目 229 番地の 6 先 終点 同 229 番地の 24 先	—	同
二田古池公園線	起点 曾根町三丁目 413 番地の 3 先 終点 同 414 番地の 12 先	—	別紙見取図 3
池園町 9 号線	起点 曾根町三丁目 172 番地の 10 先 終点 池園町 924 番地の 234 先	—	別紙見取図 4
曾根 12 号線	起点 曾根町三丁目 172 番地の 10 先 終点 同 425 番地の 1 先	—	同
東雲町 2 号線	起点 東雲町 64 番地の 1 先 終点 同 61 番地の 3 先	—	別紙見取図 5

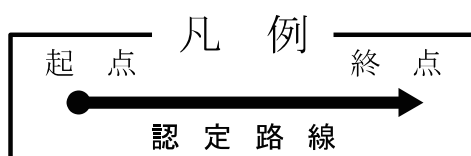
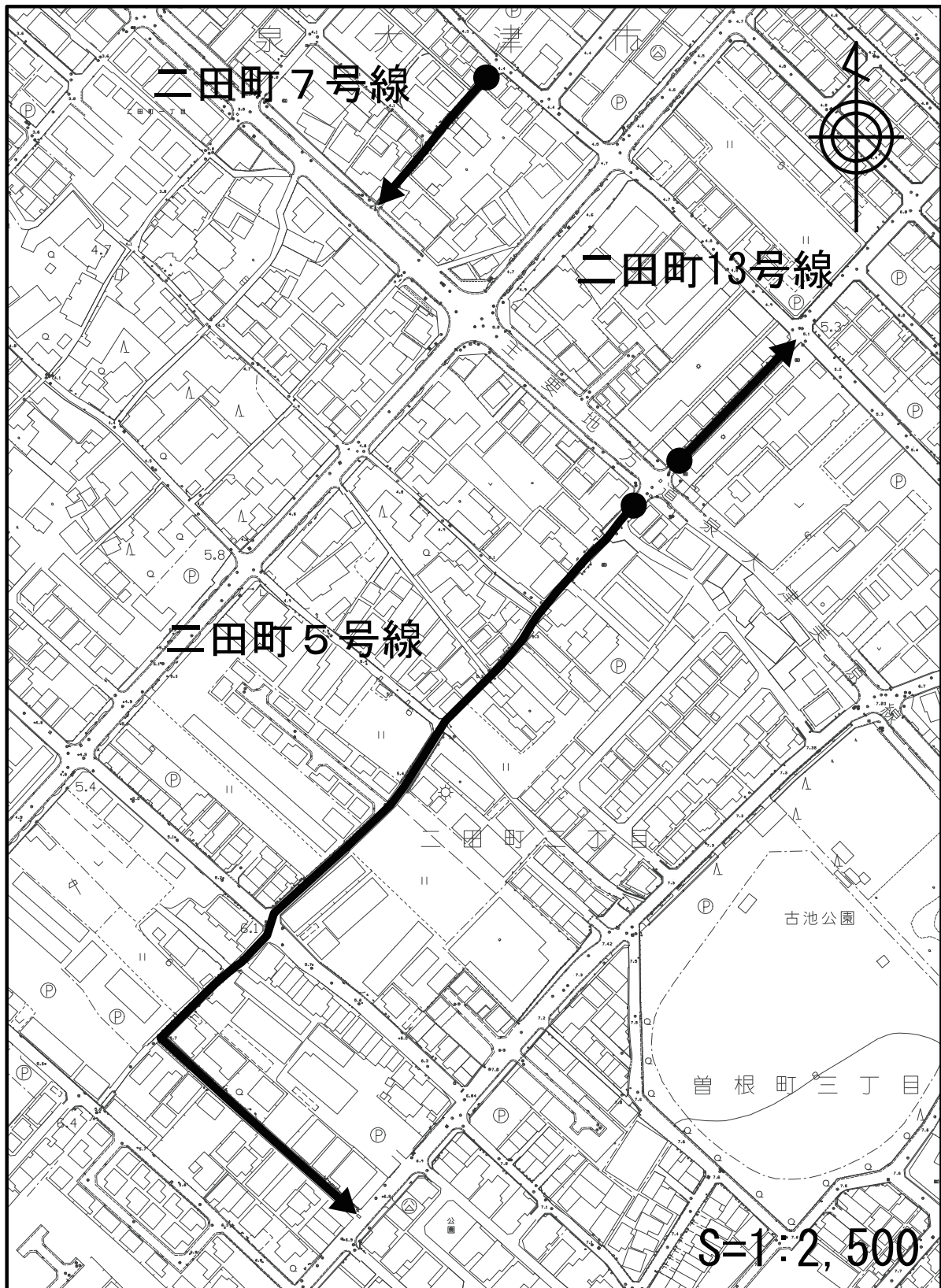
路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
東雲町 20 号線	起点 東雲町 89 番地の 6 先 終点 同 89 番地の 13 先	—	別紙見取図 5
河原町 7 号線	起点 河原町 96 番地の 8 先 終点 同 114 番地の 12 先	—	別紙見取図 6
河原町 12 号線	起点 河原町 125 番地の 3 先 終点 同 125 番地の 8 先	—	同
虫取 19 号線	起点 虫取町二丁目 123 番地の 24 先 終点 同 115 番地の 30 先	—	別紙見取図 7
虫取 22 号線	起点 虫取町二丁目 115 番地の 36 先 終点 同 115 番地の 33 先	—	同
東助松 34 号線	起点 東助松町四丁目 196 番地の 2 先 終点 同 196 番地の 9 先	—	別紙見取図 8
東助松 35 号線	起点 東助松町三丁目 29 番地の 12 先 終点 同 30 番地の 10 先	—	別紙見取図 9
森 31 号線	起点 森町二丁目 132 番地の 34 先 終点 同 132 番地の 36 先	—	同
上之町 12 号線	起点 上之町 66 番地の 11 先 終点 同 66 番地の 9 先	—	別紙見取図 10
宮 10 号線	起点 宮町 83 番地の 114 先 終点 同 83 番地の 98 先	—	別紙見取図 11
宮 11 号線	起点 宮町 83 番地の 87 先 終点 同 83 番地の 76 先	—	同
豊中 55 号線	起点 北豊中町一丁目 570 番地の 3 先 終点 同 570 番地の 4 先	—	別紙見取図 12
穴田 7 号線	起点 穴田 5 番地の 10 先 終点 同 5 番地の 6 先	—	別紙見取図 13
板原 66 号線	起点 板原町一丁目 261 番地の 1 先 終点 同 263 番地の 7 先	—	別紙見取図 14

見取図 1



路線名 北助松駅東通線

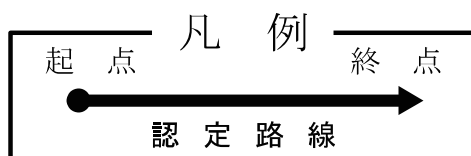
見取図 2



路線名

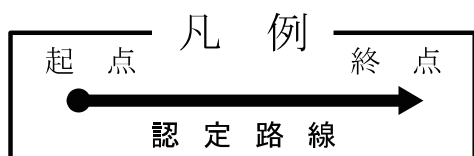
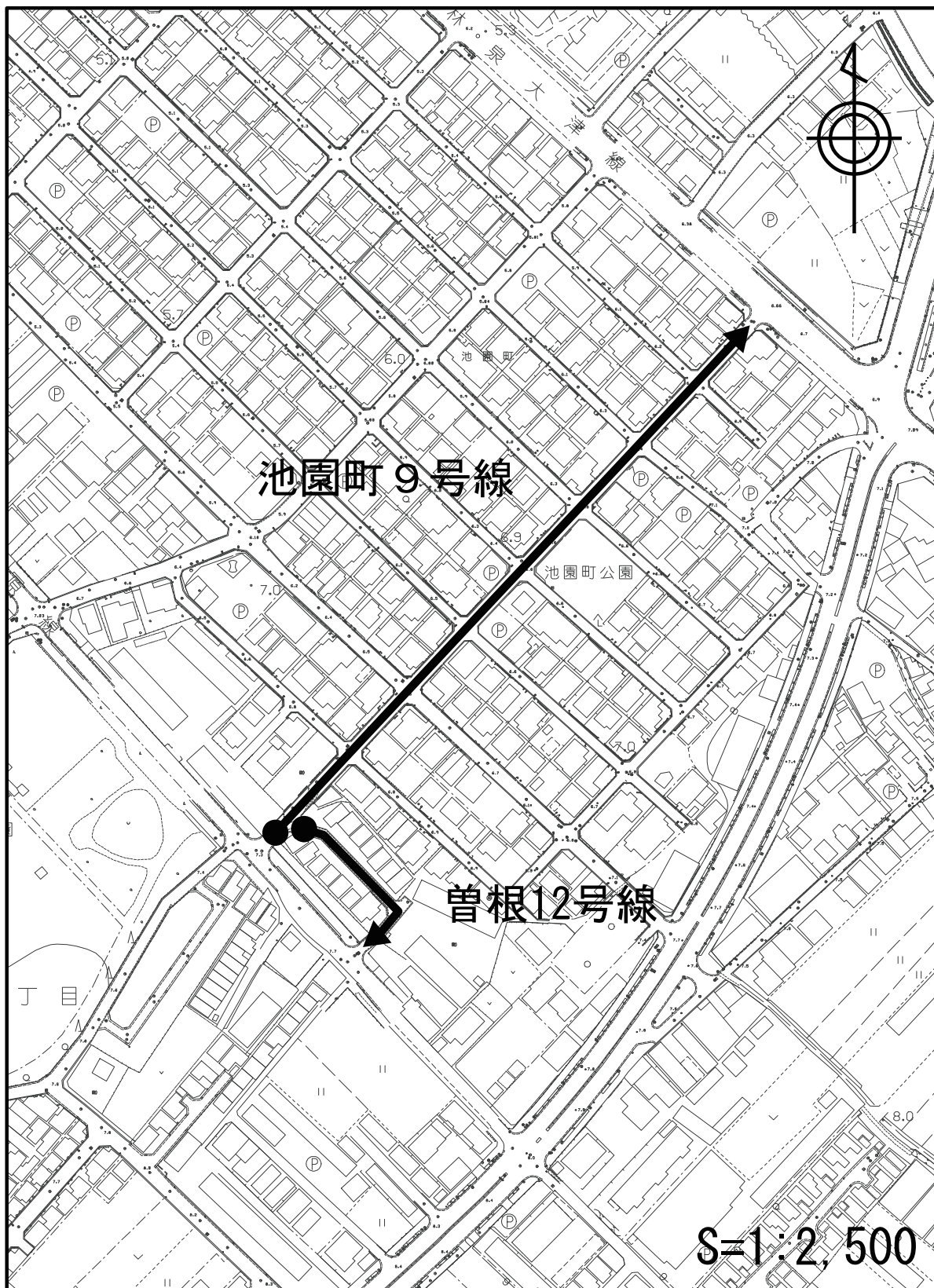
二田町5号線
二田町7号線
二田町13号線

見取図 3



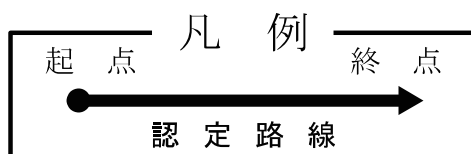
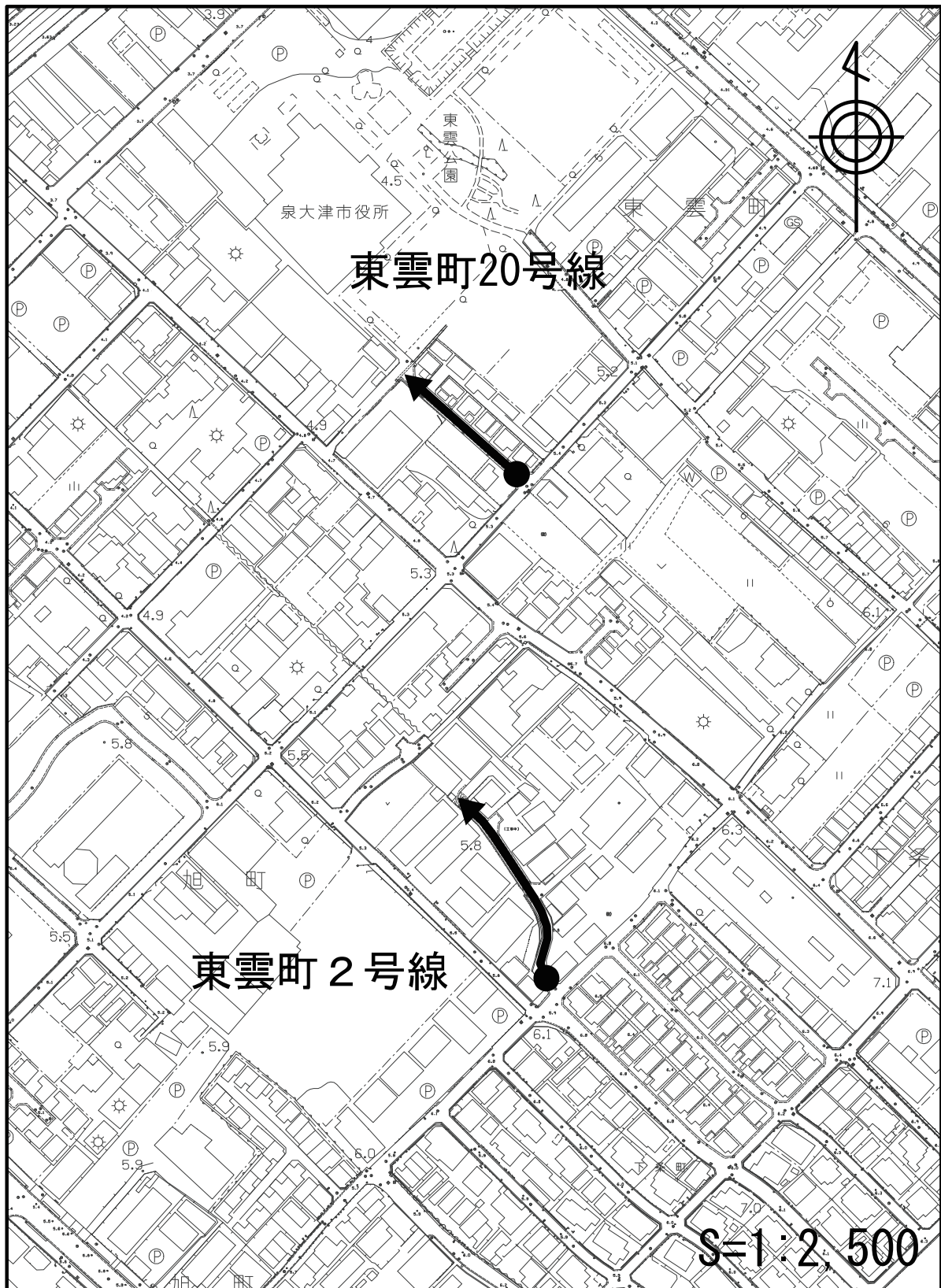
路線名 二田古池公園線

見取図 4



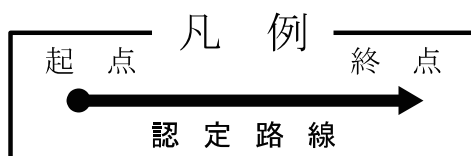
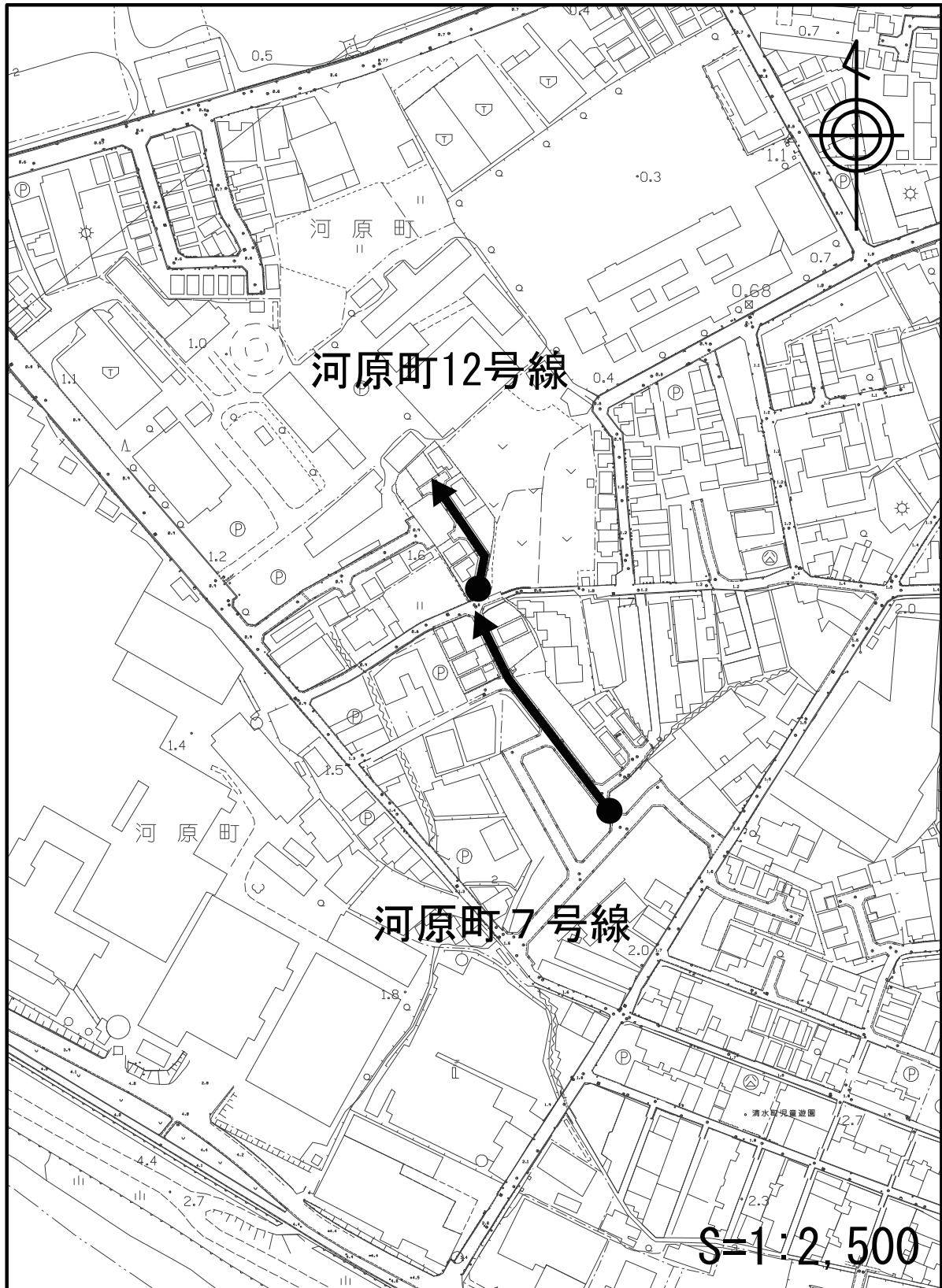
路線名 池園町 9号線
 曽根 12号線

見取図 5



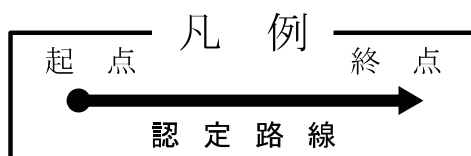
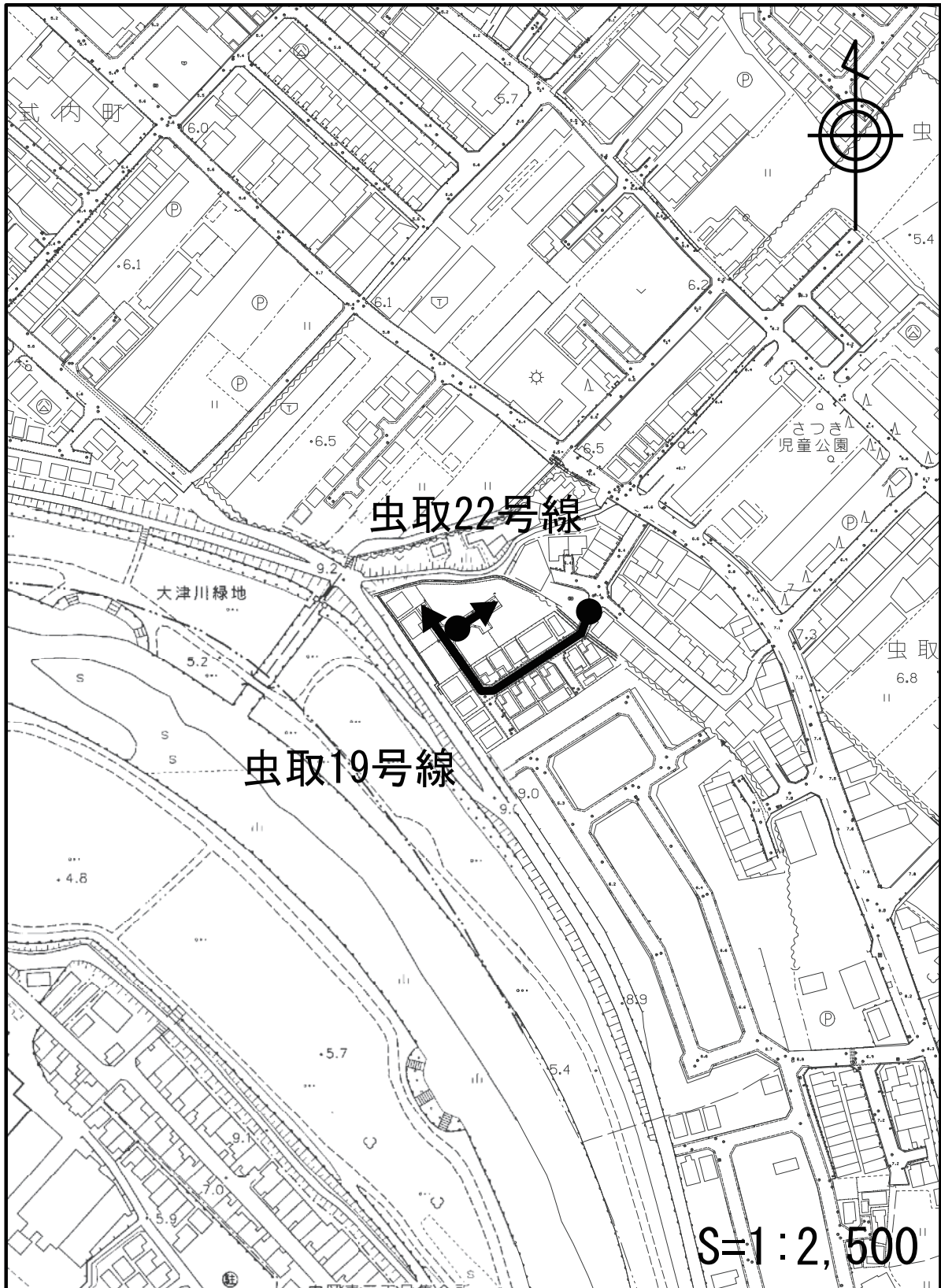
路線名 東雲町 2 号線
 東雲町 2 0 号線

見取図 6



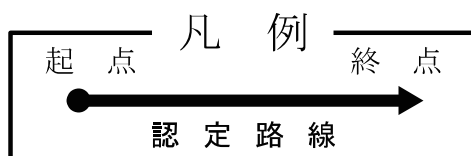
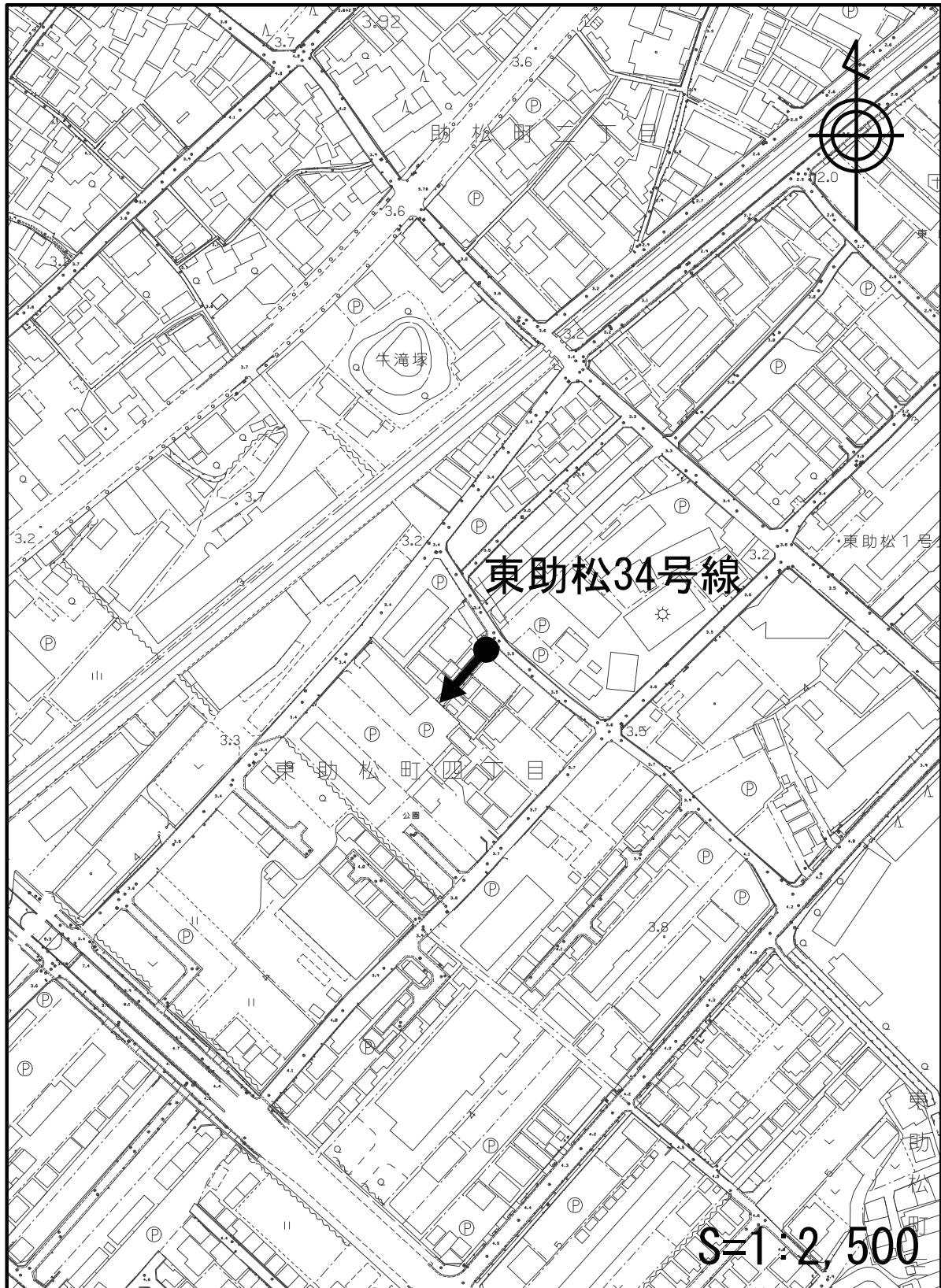
路線名 河原町7号線
 河原町12号線

見取図 7



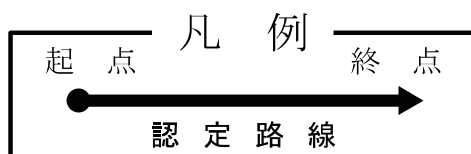
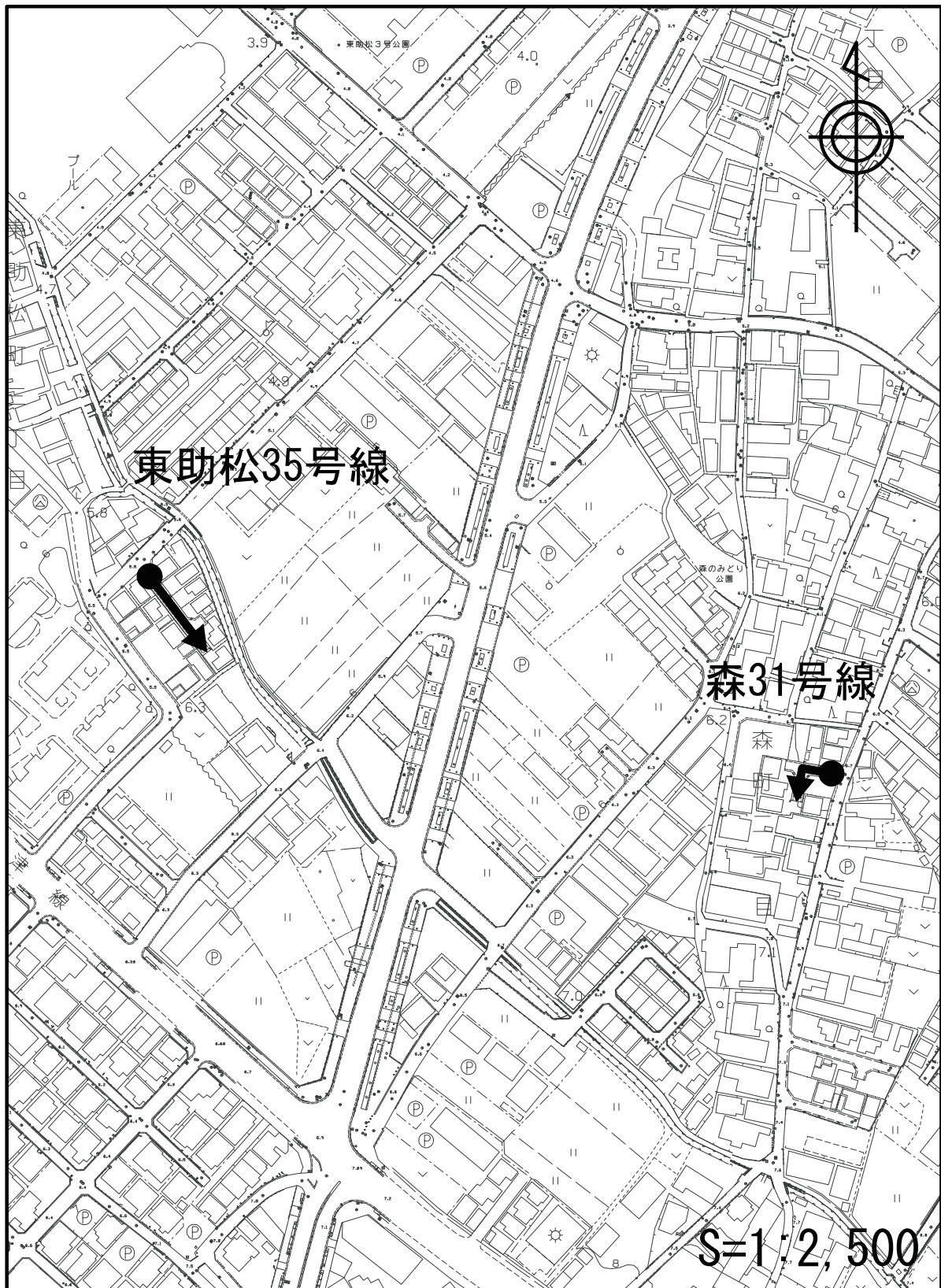
路線名 虫取19号線
虫取22号線

見取図 8



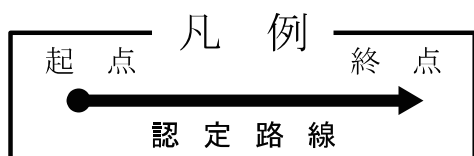
路線名 東助松34号線

見取図 9



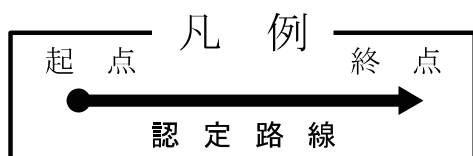
路線名 東助松 3 5 号線
 森 3 1 号線

見取図 10



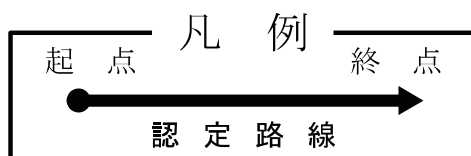
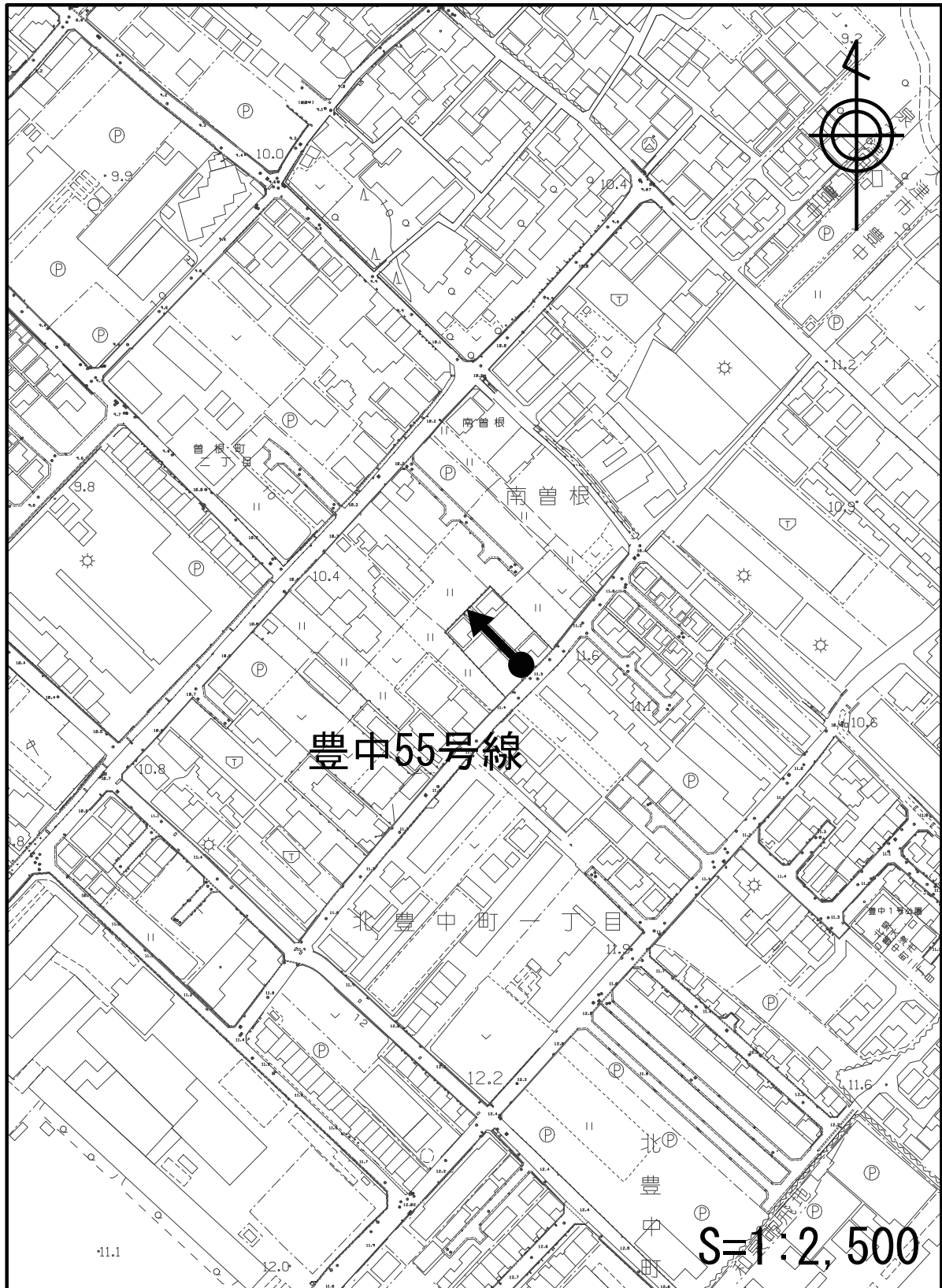
路線名 上之町12号線

見取図 1 1



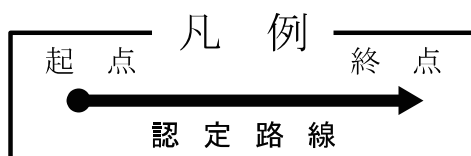
路線名 宮 1 0 号 線
 宮 1 1 号 線

見取図 12



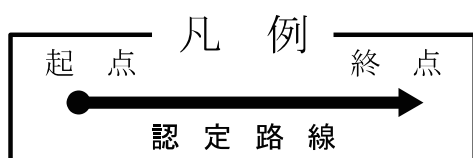
路線名 豊中55号線

見取図 13



路線名 穴田7号線

見取図 14



路線名 板原 6 6 号線

令和 2 年度 泉 大 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(補正第 6 号)

令和 2 年度 泉大津市一般会計補正予算

令和 2 年度 泉大津市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,434,761 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,791,128 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		3,545,000	269,394	3,814,394
	1 地方交付税	3,545,000	269,394	3,814,394
13 使用料及び手数料		333,788	2,266	336,054
	2 手数料	131,814	2,266	134,080
14 国庫支出金		14,744,588	2,518	14,747,106
	2 国庫補助金	9,696,624	2,518	9,699,142
15 府支出金		2,228,538	1,131	2,229,669
	2 府補助金	537,755	1,131	538,886
18 繰入金		1,299,967	645,052	1,945,019
	1 基金繰入金	1,272,236	599,054	1,871,290
	2 特別会計繰入金	27,731	45,998	73,729
19 繰越金		1,000	449,689	450,689
	1 繰越金	1,000	449,689	450,689
20 諸収入		493,220	15,838	509,058
	5 雑入	426,948	15,838	442,786
21 市債		3,048,000	48,873	3,096,873

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	3,048,000	48,873	3,096,873
歳 入 合 計		39,356,367	1,434,761	40,791,128

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,084,359	358,877	10,443,236
	1 総務管理費	9,379,480	344,358	9,723,838
	5 選挙費	48,414	14,519	62,933
3 民生費		14,080,440	2,784	14,083,224
	1 社会福祉費	5,121,890	2,706	5,124,596
	2 児童福祉費	4,969,753	78	4,969,831
4 衛生費		2,980,369	1,004,338	3,984,707
	1 保健衛生費	607,093	△493	606,600
	2 清掃費	1,201,184	2,965	1,204,149
	3 病院費	1,082,198	1,001,866	2,084,064
5 農林水産業費		28,875	1,100	29,975
	1 農業費	28,608	1,100	29,708
6 商工費		419,414	10,000	429,414
	1 商工費	419,414	10,000	429,414
7 土木費		3,248,913	18,387	3,267,300
	1 土木管理費	45,074	△3,820	41,254

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 道路橋りょう費	473,822	18,769	492,591
	4 都市計画費	1,263,844	3,438	1,267,282
8 消防費		735,510	100	735,610
	1 消防費	735,510	100	735,610
9 教育費		3,908,472	39,175	3,947,647
	1 教育総務費	670,057	9,281	679,338
	2 小学校費	1,347,006	10,166	1,357,172
	3 中学校費	402,463	5,075	407,538
	4 幼稚園費	320,138	3,256	323,394
	5 社会教育費	1,050,214	10,097	1,060,311
	6 保健体育費	117,127	1,200	118,327
	7 人権教育指導費	1,467	100	1,567
歳 出 合 計		39,356,367	1,434,761	40,791,128

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 選挙費	選挙管理委員会運営事業 (当日選挙受付システム 整備事業費)	14,519 千円

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
図 書 館 及 び 学 校 図 書 管 理 シ ス テ ム 賃 借 料	令和2年度～令和8年度	71,566 千円

第4表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
臨時財政対策債	補正前	千円 950,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	3年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	998,873	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
(補正額)		48,873							
補正前の額		3,048,000							
合 計		3,096,873							

令和2年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 6 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
10 地方交付税	3, 5 4 5, 0 0 0
13 使用料及び手数料	3 3 3, 7 8 8
14 国庫支出金	1 4, 7 4 4, 5 8 8
15 府支出金	2, 2 2 8, 5 3 8
18 繰入金	1, 2 9 9, 9 6 7
19 繰越金	1, 0 0 0
20 諸収入	4 9 3, 2 2 0
21 市債	3, 0 4 8, 0 0 0
歳 入 合 計	3 9, 3 5 6, 3 6 7

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2 6 9, 3 9 4	3, 8 1 4, 3 9 4
2, 2 6 6	3 3 6, 0 5 4
2, 5 1 8	1 4, 7 4 7, 1 0 6
1, 1 3 1	2, 2 2 9, 6 6 9
6 4 5, 0 5 2	1, 9 4 5, 0 1 9
4 4 9, 6 8 9	4 5 0, 6 8 9
1 5, 8 3 8	5 0 9, 0 5 8
4 8, 8 7 3	3, 0 9 6, 8 7 3
1, 4 3 4, 7 6 1	4 0, 7 9 1, 1 2 8

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	10,084,359	358,877
3 民生費	14,080,440	2,784
4 衛生費	2,980,369	1,004,338
5 農林水産業費	28,875	1,100
6 商工費	419,414	10,000
7 土木費	3,248,913	18,387
8 消防費	735,510	100
9 教育費	3,908,472	39,175
歳 出 合 計	39,356,367	1,434,761

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10,443,236	1,268		15,738	341,871
14,083,224	326		△9,382	11,840
3,984,707	150		2,266	1,001,922
29,975	1,100			
429,414				10,000
3,267,300				18,387
735,610				100
3,947,647	805		100	38,270
40,791,128	3,649		8,722	1,422,390

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 3, 545, 000	千円 269, 394	千円 3, 814, 394

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	3, 545, 000	269, 394	3, 814, 394
計	3, 545, 000	269, 394	3, 814, 394

補 正 前	補 正 額	計
千円 333, 788	千円 2, 266	千円 336, 054

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生手数料	98, 441	2, 266	100, 707
計	131, 814	2, 266	134, 080

補 正 前	補 正 額	計
千円 14, 744, 588	千円 2, 518	千円 14, 747, 106

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	8, 493, 835	1, 268	8, 495, 103

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	269,394	普通交付税

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃手数料	2,266	粗大ごみ収集手数料

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	1,268	マイナポイント事業費補助金

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費国庫補助金	6,670	150	6,820
4 農林水産業費国庫補助金	4,994	1,100	6,094
計	9,696,624	2,518	9,699,142

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,228,538	千円 1,131	千円 2,229,669

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費府補助金	456,568	326	456,894
8 教育費府補助金	51,874	805	52,679
計	537,755	1,131	538,886

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,299,967	千円 645,052	千円 1,945,019

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	422,036	608,436	1,030,472

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	150	保健事業費補助金
1 農地対策事業費補助金	1,100	農地対策事業費補助金

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	326	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
1 教育総務費補助金	805	地域ぐるみの学校安全体制整備補助金 148 大阪府子どもの貧困緊急対策事業費補助金 657

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	608,436	財政調整基金繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
11 八木稔すこやか基金繰入金	10,053	△9,382	671
計	1,272,236	599,054	1,871,290

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 介護保険事業特別会計繰入金	0	45,365	45,365
4 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	633	633
計	27,731	45,998	73,729

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,000	千円 449,689	千円 450,689

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1,000	449,689	450,689
計	1,000	449,689	450,689

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 八木稔すこやか基金繰入金	△9,382	八木稔すこやか基金繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険事業特別会計繰入金	45,365	介護保険事業特別会計繰入金
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	633	後期高齢者医療特別会計繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	449,689	繰越金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

補 正 前	補 正 額	計
千円 493,220	千円 15,838	千円 509,058

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	426,948	15,838	442,786
計	426,948	15,838	442,786

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,048,000	千円 48,873	千円 3,096,873

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
8 臨時財政対策債	950,000	48,873	998,873
計	3,048,000	48,873	3,096,873

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	15,838	自動車・建物損害共済災害共済金 森教育振興会助成金 15,738 100

節		説 明
区 分	金 額	
1 臨時財政対策債	48,873	臨時財政対策債

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 10,084,359	千円 358,877	千円 10,443,236

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,275,415	8,408	1,283,823	1,268			7,140
9 企画調査費	7,557,020	15,533	7,572,553				15,533
10 自治振興費	7,569	10,000	17,569				10,000
17 諸費	90,000	69,334	159,334				69,334
22 財政調整基金費	223	225,345	225,568				225,345
25 公共施設整備基金費	2,047	15,738	17,785			15,738	
計	9,379,480	344,358	9,723,838	1,268		15,738	327,352

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 11 役務費 17 備品購入費	5,800 1,684 924	3 産育休代替等職員配置事業 5,800	1 報酬 5,800 会計年度任用職員報酬
		6 電算処理事業 1,268	11 役務費 1,268 人材派遣料
		21 庁舎維持管理事業 1,340	11 役務費 416 通信運搬費
			17 備品購入費 924 庁用器具費
10 需用費 11 役務費 17 備品購入費	6 15,496 31	6 業務改革推進事業 15,533	10 需用費 6 消耗品費
			11 役務費 15,496 サービス利用料
			17 備品購入費 31 器機購入費
18 負担金、補助及び交付金	10,000	1 自治会活動助成事業 10,000	18 負担金、補助及び交付金 10,000 新型コロナウイルス感染症対策支援補助金
22 償還金、利子及び割引料	69,334	1 国・府支出金返還事業 69,334	22 償還金、利子及び割引料 69,334 国府補助金等返還金
24 積立金	225,345	1 財政調整基金積立事業 225,345	24 積立金 225,345 財政調整基金積立金
24 積立金	15,738	1 公共施設整備基金積立事業 15,738	24 積立金 15,738 公共施設整備基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 選挙管理委員会費	15,871	14,519	30,390				14,519
計	48,414	14,519	62,933				14,519

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,080,440	千円 2,784	千円 14,083,224

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	342,776	△10,197	332,579			△9,382	△815
3 老人福祉費	2,171,464	11,187	2,182,651				11,187

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	14,519	2 選挙管理委員会運営事業 14,519	17 備品購入費 選挙用備品費 14,519

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 3 職員手当等 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費	△1,600 △200 △1,697 △7,330 △173 803	1 人件費 △1,800	1 報酬 会計年度任用職員報酬 △1,600
			3 職員手当等 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) △200
		2 一般事務事業(高齢介護課) 865	17 備品購入費 庁用器具費 865
		16 自殺対策計画推進事業 120	10 需用費 消耗品費 3
			17 備品購入費 器具購入費 117 機器購入費 44 73
			10 需用費 消耗品費 △1,700
		17 心の生きがい促進事業 △9,382	12 委託料 心の生きがいづくりコンサート委託料 △7,330
			13 使用料及び賃借料 会場借上料 △173
			17 備品購入費 庁用器具費 △179
27 繰出金	11,187	1 介護保険事業特別会計繰出金事業 8,848	27 繰出金 介護保険事業特別会計への繰出 8,848

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5 老人集会所費	14,017	1,523	15,540				1,523
8 障がい者福祉費	289,328	193	289,521				193
計	5,121,890	2,706	5,124,596			△9,382	12,088

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	1,664,397	672	1,665,069	326			346
4 保育所費	764,968	△10,851	754,117				△10,851
8 認定こども園費	357,796	10,257	368,053				10,257
計	4,969,753	78	4,969,831	326			△248

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		21 後期高齢者医療特別 会計繰出金事業 2,339	27 繰出金 2,339 後期高齢者医療特別会計への繰出
10 需用費 17 備品購入費	240 1,283	1 老人集会所維持管理 事業 1,523	10 需用費 240 消耗品費
			17 備品購入費 1,283 器具購入費
17 備品購入費	193	1 一般事務事業（障がい福祉課） 193	17 備品購入費 193 庁用器具費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 17 備品購入費	20 652	3 幼児・親子教室事業 326	17 備品購入費 326 庁用器具費
		12 およこ広場運営委託 事業 326	17 備品購入費 326 庁用器具費
		14 地域子育て支援セン ター事業 20	10 需用費 20 消耗品費
2 給料 3 職員手当等 4 共済費 17 備品購入費	△6,000 △7,897 △2,000 5,046	1 人件費 △15,897	2 給料 △6,000 一般職給
			3 職員手当等 △7,897 期末勤勉手当
			4 共済費 △2,000 共済組合補給金
		2 保育所運営事業 5,046	17 備品購入費 5,046 保育用備品費
17 備品購入費	10,257	1 認定こども園運営事 業 10,257	17 備品購入費 10,257 園用備品費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,980,369	千円 1,004,338	千円 3,984,707

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	121,764	△2,000	119,764				△2,000
2 予防費	260,222	330	260,552				330
3 母子保健事業費	101,621	301	101,922	150			151
4 介護予防費	22,051	876	22,927				876
計	607,093	△493	606,600	150			△643

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	610,597	2,965	613,562			2,266	699
計	1,201,184	2,965	1,204,149			2,266	699

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 3 職員手当等	△1,800 △200	1 人件費 △2,000	1 報酬 △1,800 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 △200 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)
17 備品購入費	330	4 予防接種事業(健康づくり課) 330	17 備品購入費 330 器機購入費
12 委託料	301	3 母子健康管理事業 301	12 委託料 301 産後ケア委託料
10 需用費 11 役務費	245 631	2 高齢者介護予防事業 876	10 需用費 245 消耗品費 10 印刷製本費 235
			11 役務費 631 通信運搬費 94 広告料 537

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	2,965	2 粗大ごみ収集事業 2,965	12 委託料 2,965 粗大ごみ収集委託料 2,799 粗大ごみ収集手数料徴収事務委託料 166

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(項) 3 病院費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 病院費	1,082,198	1,001,866	2,084,064				1,001,866
計	1,082,198	1,001,866	2,084,064				1,001,866

補 正 前	補 正 額	計
千円 28,875	千円 1,100	千円 29,975

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 農地費	6,527	1,100	7,627	1,100			
計	28,608	1,100	29,708	1,100			

補 正 前	補 正 額	計
千円 419,414	千円 10,000	千円 429,414

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	367,560	10,000	377,560				10,000
計	419,414	10,000	429,414				10,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	1,001,866	1 病院事業会計繰 出金事業 1,001,866	27 繰出金 病院事業会計への繰出 1,001,866

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	1,100	1 農地対策事業 1,100	12 委託料 ハザードマップ作成業務委託料 1,100

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補 助及び交付 金	10,000	1 産業振興対策事業 10,000	18 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症対策新商品等 研究開発支援事業補助金 10,000

(款) 4 衛生費

(項) 3 病院費

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,248,913	千円 18,387	千円 3,267,300

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土木総務費	45,074	△3,820	41,254				△3,820
計	45,074	△3,820	41,254				△3,820

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋りょう総務費	116,268	8,769	125,037				8,769
2 道路維持費	80,658	10,000	90,658				10,000
計	473,822	18,769	492,591				18,769

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	154,204	138	154,342				138
4 公園管理費	752,951	3,300	756,251				3,300

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 3 職員手当等	△3,300 △520	1 人件費 △3,820	1 報酬 会計年度任用職員報酬 △3,300
			3 職員手当等 扶養手当 180 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) △700

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4,200 2,869 1,700	1 人件費 8,769	2 給料 一般職給 4,200
			3 職員手当等 扶養手当 477 地域手当 292 期末勤勉手当 2,100
			4 共済費 共済組合補給金 1,700
14 工事請負費	10,000	1 道路維持補修事業 10,000	14 工事請負費 補修工事費 10,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	138	1 人件費 138	3 職員手当等 扶養手当 138
10 需用費	3,300	1 公園維持管理事業 3,300	10 需用費 修繕料 3,300

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	1, 263, 844	3, 438	1, 267, 282				3, 438

補 正 前	補 正 額	計
千円 735, 510	千円 100	千円 735, 610

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 常備消防費	724, 827	100	724, 927				100
計	735, 510	100	735, 610				100

補 正 前	補 正 額	計
千円 3, 908, 472	千円 39, 175	千円 3, 947, 647

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	357, 191	8, 810	366, 001				8, 810

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	64	3 消防庁舎維持管理事業 100	10 需用費 64 消耗品費
17 備品購入費	36		17 備品購入費 36 器具購入費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	1,400	1 人件費 8,810	1 報酬 1,400 会計年度任用職員報酬
2 給料	1,800		2 給料 1,800 一般職給
3 職員手当等	5,110		3 職員手当等 5,110 地域手当 190 期末勤勉手当 2,600 管理職手当 1,500 住居手当 420 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 400
4 共済費	300		
8 旅費	200		

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 教育支援センター費	95,074	657	95,731	657			
4 教育指導費	128,749	△186	128,563	148			△334
計	670,057	9,281	679,338	805			8,476

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	1,273,440	10,166	1,283,606				10,166
計	1,347,006	10,166	1,357,172				10,166

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	357,414	5,075	362,489				5,075

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			4 共済費 共済組合補給金 300
			8 旅費 費用弁償 200
7 報償費	657	6 家庭教育支援事業 657	7 報償費 家庭教育支援員謝礼 657
7 報償費 10 需用費 11 役務費 13 使用料及び 賃借料	198 △1,728 6 1,338	2 小学校教育振興事業 △390	10 需用費 消耗品費 △1,728
			13 使用料及び賃借料 デジタル学習教材サービス使用料 1,338
		13 地域ぐるみの学校安全 体制整備推進事業 204	7 報償費 スクールガードリーダー報償費 198
			11 役務費 傷害保険料 6

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 12 委託料 18 負担金、補 助及び交付 金	321 245 9,600	2 小学校運営事業 9,600	18 負担金、補助及び交付金 感染症対策補助金 9,600
		3 小学校維持管理事業 566	11 役務費 校務員派遣料 321
			12 委託料 安全確認業務委託料 245

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 18 負担金、補 助及び交付 金	275 4,800	1 中学校運営事業 4,800	18 負担金、補助及び交付金 感染症対策補助金 4,800
		2 中学校維持管理事業 275	11 役務費 校務員派遣料 275

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	402,463	5,075	407,538				5,075

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園費	320,138	3,256	323,394				3,256
計	320,138	3,256	323,394				3,256

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	6,045	1,913	7,958				1,913
3 図書館費	786,196	529	786,725				529
5 青少年活動費	5,279	2,983	8,262				2,983
9 留守家庭児童会費	124,748	4,672	129,420				4,672
計	1,050,214	10,097	1,060,311				10,097

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 スポーツ施設費	64,448	1,200	65,648				1,200
計	117,127	1,200	118,327				1,200

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	3,256	3 幼稚園運営事業 3,256	17 備品購入費 園用器具費 3,256

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	1,913	1 社会教育活動推進事業 1,913	17 備品購入費 器具購入費 1,913
17 備品購入費	529	2 図書館維持管理事業 529	17 備品購入費 館用器具費 529
12 委託料	2,983	1 成人式事業 2,983	12 委託料 成人式運営委託料 2,983
11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	40 1,220 3,412	1 留守家庭児童会運営事業 4,672	11 役務費 通信運搬費 40 12 委託料 学童保育総合業務支援システム導入委託料 1,220 17 備品購入費 器具購入費 3,412

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	1,200	1 スポーツ施設管理運営事業 1,200	17 備品購入費 器機購入費 1,200

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(項) 7 人権教育指導費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校人権教育費	1,467	100	1,567			100	
計	1,467	100	1,567			100	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 17 備品購入費	12 88	1 学校人権教育事業 100	10 需用費 12 消耗品費
			17 備品購入費 88 教具教材費

(款) 9 教育費

(項) 7 人権教育指導費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(531) 475	692,867	1,687,654	1,511,863	3,892,384	691,842	4,584,226	
補正前	(536) 472	692,367	1,687,654	1,512,563	3,892,584	691,842	4,584,426	
比 較	(△5) 3	500	0	△ 700	△ 200	0	△ 200	

()内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,943	108,394	834,140	60,528	40,944	34,057	113,952	11,404
	補 正 前	50,148	107,912	838,037	59,028	40,944	33,637	113,952	11,404
	比 較	795	482	△ 3,897	1,500	0	420	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,511,863	
	補 正 前	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,512,563	
	比 較	0	0	0	0	0	0	△ 700	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(27) 463	1,662,710	1,364,584	3,027,294	574,747	3,602,041	
補正前	(28) 460	1,662,710	1,364,584	3,027,294	574,747	3,602,041	
比 較	(△1) 3	0	0	0	0	0	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,943	106,896	690,423	60,528	40,450	34,057	113,952	11,404
	補 正 前	50,148	106,414	693,620	59,028	40,450	33,637	113,952	11,404
	比 較	795	482	△ 3,197	1,500	0	420	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,364,584	
	補 正 前	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,364,584	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会 計 年 度 任 用 職 員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(504) 12	692,867	24,944	147,279	865,090	117,095	982,185	
補正前	(508) 12	692,367	24,944	147,979	865,290	117,095	982,385	
比 較	(△4) 0	500	0	△ 700	△ 200	0	△ 200	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,498	143,717	494	0	0	1,570	0	147,279
	補 正 前	1,498	144,417	494	0	0	1,570	0	147,979
	比 較	0	△ 700	0	0	0	0	0	△ 700

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報酬	500	その他の増減分	500	異動等による増	
職員手当	△ 700	その他の増減分	△ 700	異動等による減	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国 府 支出金	地方債	その他	
図 書 館 及 び 学校図書管理 システム賃借料	補正前									
	補正後	71,566			令和2年度 ～令和8年度	71,566				71,566
合 計	補正額	71,566				71,566				71,566
	補正前 の 額	11,098,229		3,077,313		5,028,637	185,723	302,600	65,464	4,474,850
	計	11,169,795		3,077,313		5,100,203	185,723	302,600	65,464	4,546,416

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普 通 債	11,660,179	2,098,000		2,098,000	1,766,089		1,766,089	11,992,090	11,992,090
(1) 総務債	574,304	3,600		3,600	104,290		104,290	473,614	473,614
(2) 民生債	547,144	51,300		51,300	15,386		15,386	583,058	583,058
(3) 衛生債	426,281	183,600		183,600	199,222		199,222	410,659	410,659
(4) 農林水産業債	4,400				199		199	4,201	4,201
(5) 土木債	4,499,435	753,900		753,900	986,148		986,148	4,267,187	4,267,187
(6) 公営住宅債	698,765	8,800		8,800	32,540		32,540	675,025	675,025
(7) 消防債	969,600	79,900		79,900	46,686		46,686	1,002,814	1,002,814
(8) 教育債	3,940,250	1,016,900		1,016,900	381,618		381,618	4,575,532	4,575,532
2. 災 害 復 旧 債	161,000							161,000	161,000
(1) 民生債	9,800							9,800	9,800
(2) 衛生債	5,900							5,900	5,900
(3) 土木債	113,700							113,700	113,700
(4) 公営住宅債	1,400							1,400	1,400
(5) 消防債	1,800							1,800	1,800
(6) 教育債	28,400							28,400	28,400
3. そ の 他 債	14,748,456	950,000	48,873	998,873	1,103,602		1,103,602	14,594,854	14,643,727
(1) 減税補てん債	194,704				51,806		51,806	142,898	142,898
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	14,428,018	950,000	48,873	998,873	1,042,074		1,042,074	14,335,944	14,384,817
(3) 減収補てん債	125,734				9,722		9,722	116,012	116,012
合 計	26,569,635	3,048,000	48,873	3,096,873	2,869,691		2,869,691	26,747,944	26,796,817

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

(補正第 3 号)

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 264,312 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,172,825 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 府支出金		5,612,930	264,312	5,877,242
	1 府補助金	5,612,930	264,312	5,877,242
歳 入 合 計		7,908,513	264,312	8,172,825

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,507,413	262,712	5,770,125
	1 療養諸費	4,767,110	158,488	4,925,598
	2 高額療養費	689,002	104,224	793,226
7 諸支出金		5,970	1,600	7,570
	2 償還金及び還付加算金	5,379	1,600	6,979
歳 出 合 計		7,908,513	264,312	8,172,825

令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算に関する説明書

(補正第 3 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
4 府支出金	5, 6 1 2, 9 3 0
歳 入 合 計	7, 9 0 8, 5 1 3

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2 6 4, 3 1 2	5, 8 7 7, 2 4 2
2 6 4, 3 1 2	8, 1 7 2, 8 2 5

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 保険給付費	5,507,413	262,712
7 諸支出金	5,970	1,600
歳 出 合 計	7,908,513	264,312

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5, 770, 125	262, 712			
7, 570	1, 600			
8, 172, 825	264, 312			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,612,930	千円 264,312	千円 5,877,242

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	5,603,434	264,312	5,867,746
計	5,612,930	264,312	5,877,242

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金（普通交付金）	262,712	保険給付費等交付金（普通交付金）
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	1,600	特別調整交付金

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,507,413	千円 262,712	千円 5,770,125

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者療養給付費	4,624,921	158,488	4,783,409	158,488			
計	4,767,110	158,488	4,925,598	158,488			

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者高額療養費	687,625	104,224	791,849	104,224			
計	689,002	104,224	793,226	104,224			

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,970	千円 1,600	千円 7,570

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者保険料還付金	5,118	1,600	6,718	1,600			
計	5,379	1,600	6,979	1,600			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	158,488	1 一般被保険者療養給付費事業 158,488	18 負担金、補助及び交付金 一般被保険者療養給付費 158,488

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	104,224	1 一般被保険者高額療養費事業 104,224	18 負担金、補助及び交付金 一般被保険者高額療養費 104,224

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	1,600	1 一般被保険者保険料還付事業 1,600	22 償還金、利子及び割引料 一般被保険者保険料過誤納付還付金 1,600

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

令和 2 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第 3 号)

令和 2 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 137,270 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,712,010 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		1,095,604	△3,855	1,091,749
	1 介護保険料	1,095,604	△3,855	1,091,749
2 国庫支出金		1,294,242	17,884	1,312,126
	1 国庫負担金	944,895	8,567	953,462
	2 国庫補助金	349,347	9,317	358,664
3 支払基金交付金		1,429,243	11,566	1,440,809
	1 支払基金交付金	1,429,243	11,566	1,440,809
4 府支出金		761,049	5,355	766,404
	1 府負担金	705,333	5,355	710,688
6 繰入金		994,386	64,235	1,058,621
	1 一般会計繰入金	944,386	8,848	953,234
	2 基金繰入金	50,000	55,387	105,387
7 繰越金		1	42,085	42,086
	1 繰越金	1	42,085	42,086
歳 入 合 計		5,574,740	137,270	5,712,010

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		159,194	6,985	166,179
	1 総務管理費	85,969	4,400	90,369
	3 介護認定審査会費	60,301	2,585	62,886
2 保険給付費		4,987,447	42,835	5,030,282
	1 介護サービス等諸費	4,578,786	31,751	4,610,537
	2 介護予防サービス等諸費	97,746	11,084	108,830
4 基金積立金		9,064	42,085	51,149
	1 基金積立金	9,064	42,085	51,149
6 諸支出金		29,406	45,365	74,771
	2 繰出金	0	45,365	45,365
歳 出 合 計		5,574,740	137,270	5,712,010

令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算 に関する説明書

(補正第 3 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
1 介護保険料	1, 0 9 5, 6 0 4
2 国庫支出金	1, 2 9 4, 2 4 2
3 支払基金交付金	1, 4 2 9, 2 4 3
4 府支出金	7 6 1, 0 4 9
6 繰入金	9 9 4, 3 8 6
7 繰越金	1
歳 入 合 計	5, 5 7 4, 7 4 0

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 3, 8 5 5	1, 0 9 1, 7 4 9
1 7, 8 8 4	1, 3 1 2, 1 2 6
1 1, 5 6 6	1, 4 4 0, 8 0 9
5, 3 5 5	7 6 6, 4 0 4
6 4, 2 3 5	1, 0 5 8, 6 2 1
4 2, 0 8 5	4 2, 0 8 6
1 3 7, 2 7 0	5, 7 1 2, 0 1 0

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	159,194	6,985
2 保険給付費	4,987,447	42,835
4 基金積立金	9,064	42,085
6 諸支出金	29,406	45,365
歳 出 合 計	5,574,740	137,270

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
166, 179	3, 492			3, 493
5, 030, 282	15, 892		11, 566	15, 377
51, 149				42, 085
74, 771				45, 365
5, 712, 010	19, 384		11, 566	106, 320

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 095, 604	千円 △3, 855	千円 1, 091, 749

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1, 095, 604	△3, 855	1, 091, 749
計	1, 095, 604	△3, 855	1, 091, 749

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 294, 242	千円 17, 884	千円 1, 312, 126

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費負担金	944, 895	8, 567	953, 462
計	944, 895	8, 567	953, 462

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	242, 435	1, 970	244, 405
4 介護保険事業費補助金	623	3, 492	4, 115
5 介護保険災害等臨時特例補助金	0	3, 855	3, 855

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 普通徴収現年分	△3,855	現年分

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	8,567	介護給付費負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	1,970	調整交付金
1 介護保険事業費補助金	3,492	介護保険システム改修事業費補助金
1 介護保険災害等臨時特例補助金	3,855	介護保険災害等臨時特例補助金

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
計	349,347	9,317	358,664

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,429,243	千円 11,566	千円 1,440,809

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費交付金	1,352,867	11,566	1,364,433
計	1,429,243	11,566	1,440,809

補 正 前	補 正 額	計
千円 761,049	千円 5,355	千円 766,404

(款) 4 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費負担金	705,333	5,355	710,688
計	705,333	5,355	710,688

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	11,566	介護給付費交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	5,355	介護給付費負担金

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

補 正 前	補 正 額	計
千円 994,386	千円 64,235	千円 1,058,621

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費繰入金	623,430	5,355	628,785
2 その他一般会計繰入金	158,416	3,493	161,909
計	944,386	8,848	953,234

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	50,000	55,387	105,387
計	50,000	55,387	105,387

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 42,085	千円 42,086

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	42,085	42,086
計	1	42,085	42,086

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	5,355	介護給付費繰入金
2 事務費繰入金	3,493	事務費繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	55,387	介護給付費準備基金繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	42,085	前年度繰越金

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 159,194	千円 6,985	千円 166,179

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	85,969	4,400	90,369	2,200			2,200
計	85,969	4,400	90,369	2,200			2,200

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護認定審査会等費	60,301	2,585	62,886	1,292			1,293
計	60,301	2,585	62,886	1,292			1,293

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,987,447	千円 42,835	千円 5,030,282

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 居宅介護サービス給付費	2,556,417	13,583	2,570,000	5,041		3,668	4,874
2 地域密着型介護サービス給付費	400,000	18,168	418,168	6,741		4,905	6,522
計	4,578,786	31,751	4,610,537	11,782		8,573	11,396

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	4,400	2 一般事務事業 4,400	12 委託料 4,400 介護保険システム改修委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	2,585	2 認定調査運営事業 2,585	12 委託料 2,585 認定業務支援システム改修委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	13,583	1 介護サービス事業 13,583	18 負担金、補助及び交付金 13,583 居宅介護サービス給付費
18 負担金、補助及び交付金	18,168	1 介護サービス事業 18,168	18 負担金、補助及び交付金 18,168 地域密着型介護サービス給付費

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護予防サービス給付費	61,100	9,730	70,830	3,609		2,627	3,494
2 地域密着型介護予防サービス給付費	904	1,354	2,258	501		366	487
計	97,746	11,084	108,830	4,110		2,993	3,981

補 正 前	補 正 額	計
千円 9,064	千円 42,085	千円 51,149

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護給付費準備基金費	9,064	42,085	51,149				42,085
計	9,064	42,085	51,149				42,085

補 正 前	補 正 額	計
千円 29,406	千円 45,365	千円 74,771

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰出金	0	45,365	45,365				45,365
計	0	45,365	45,365				45,365

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	9,730	1 介護予防サービス事業 9,730	18 負担金、補助及び交付金 介護予防サービス給付費 9,730
18 負担金、補助及び交付金	1,354	1 介護予防サービス事業 1,354	18 負担金、補助及び交付金 地域密着型介護予防サービス給付費 1,354

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	42,085	1 介護給付費準備基金事業 42,085	24 積立金 介護給付費準備基金積立金 42,085

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	45,365	1 一般会計繰出金事業 45,365	27 繰出金 一般会計への繰出金 45,365

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

令和2年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

(補正第 1 号)

令和 2 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 2 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,342 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,021,635 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 25 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		258,073	2,339	260,412
	1 一般会計繰入金	258,073	2,339	260,412
3 繰越金		1	26,013	26,014
	1 繰越金	1	26,013	26,014
5 国庫支出金		0	990	990
	1 国庫補助金	0	990	990
歳 入 合 計		992,293	29,342	1,021,635

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		36,894	3,329	40,223
	1 総務管理費	32,676	3,329	36,005
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		951,649	24,570	976,219
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	951,649	24,570	976,219
4 諸支出金		1,550	1,443	2,993
	1 償還金及び還付加算金	1,550	810	2,360
	2 繰出金	0	633	633
歳 出 合 計		992,293	29,342	1,021,635

令和2年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 繰入金	2 5 8, 0 7 3
3 繰越金	1
5 国庫支出金	0
歳 入 合 計	9 9 2, 2 9 3

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2, 3 3 9	2 6 0, 4 1 2
2 6, 0 1 3	2 6, 0 1 4
9 9 0	9 9 0
2 9, 3 4 2	1, 0 2 1, 6 3 5

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総務費	36, 894	3, 329
2 後期高齢者医療広域連合納付金	951, 649	24, 570
4 諸支出金	1, 550	1, 443
歳 出 合 計	992, 293	29, 342

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
40,223			3,329	
976,219			24,570	
2,993			1,443	
1,021,635			29,342	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 258,073	千円 2,339	千円 260,412

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	258,073	2,339	260,412
計	258,073	2,339	260,412

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 26,013	千円 26,014

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	26,013	26,014
計	1	26,013	26,014

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費等繰入金	2,339	職員給与費等繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	26,013	前年度繰越金

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 990	千円 990

(款) 5 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	990	990
計	0	990	990

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	990	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

(款) 5 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 36,894	千円 3,329	千円 40,223

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	32,676	3,329	36,005			3,329	
計	32,676	3,329	36,005			3,329	

補 正 前	補 正 額	計
千円 951,649	千円 24,570	千円 976,219

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	951,649	24,570	976,219			24,570	
計	951,649	24,570	976,219			24,570	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 4 共済費 12 委託料	793 1,546 990	1 人件費 2,339	2 給料 793 一般職給
			4 共済費 1,546 共済組合補給金
		2 一般事務事業 990	12 委託料 990 プログラム変更委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	24,570	1 後期高齢者医療広域連合納付事業 24,570	18 負担金、補助及び交付金 24,570 保険料等負担金

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,550	千円 1,443	千円 2,993

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付金	1,500	810	2,310			810	
計	1,550	810	2,360			810	

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰出金	0	633	633			633	
計	0	633	633			633	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	810	1 保険料還付事業 810	22 償還金、利子及び割引料 保険料過誤納付還付金 810

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	633	1 一般会計前年度精算金返還事業 633	27 繰出金 一般会計への繰出金 633

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	0	11,439	6,480	17,919	3,788	21,707	
補正前	3	0	10,646	6,480	17,126	2,242	19,368	
比 較	0	0	793	0	793	1,546	2,339	

()内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	78	644	4,529	0	63	324	842	0
	補 正 前	78	644	4,529	0	63	324	842	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	6,480	
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	6,480	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	11,439	6,480	17,919	3,788	21,707	
補正前	3	10,646	6,480	17,126	2,242	19,368	
比 較	(0) 0	793	0	793	1,546	2,339	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	78	644	4,529	0	63	324	842	0
	補 正 前	78	644	4,529	0	63	324	842	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	6,480	
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	6,480	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給料	793	その他の増減分	793	異動等による増	

令和2年度泉大津市下水道事業会計補正予算

(補正第 1 号)

令和 2 年度泉大津市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度泉大津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度泉大津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2,736,568 千円	1,200 千円	2,737,768 千円
第 6 項 貸付金	0 千円	1,200 千円	1,200 千円

第 3 条 予算第 4 条の 2 中「2 0 6, 4 8 6 千円及び 3 6 7, 9 1 6 千円」を「2 5 3, 7 0 5 千円及び 3 5 4, 4 2 5 千円」に改める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和 2 年度泉大津市下水道

資 本 の

支

款	項	目
1 資 本 の 支 出		
	6 貸 付 金	
		1 貸 付 金

事業会計補正予算実施計画

支 出

出

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
2,736,568	1,200	2,737,768
0	1,200	1,200
0	1,200	1,200

令和2年度泉大津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	56,338
減価償却費	1,389,615
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,977
賞与等引当金の増減額(△は減少)	8,689
長期前受金戻入	△ 585,071
受取利息及び受取配当金	△ 28
支払利息	417,699
小計	1,292,219
利息及び配当金の受取額	28
利息の支払額	△ 417,699
業務活動によるキャッシュ・フロー	874,548

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 510,917
無形固定資産の取得による支出	△ 39,406
環境整備貸付基金の貸付による支出	△ 1,200
国庫補助金収入	361,002
受益者負担金等による収入	277,273
基金の取崩しによる収入	120,569
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	65,455
投資活動によるキャッシュ・フロー	272,776

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,088,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,132,115
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,043,615

資金増減額(△は減少)	103,709
資金期首残高	182,012
資金期末残高	285,721

令和２年度泉大津市下水道事業会計補正予算に関する説明書

(補正第 1 号)

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 支 出		2,736,568	1,200	2,737,768
6 貸 付 金		0	1,200	1,200
	1 貸 付 金	0	1,200	1,200

支 出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	
1 貸 付 金	1,200	長期貸付金

令和 2 年度 泉大津市病院事業会計補正予算

(補正第 3 号)

令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算

第1条 令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度泉大津市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「58,765人」を「46,355人」に、「159,165人」を「133,650人」に、「161人」を「127人」に、「655人」を「550人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	5,879,844千円	73,955千円	5,953,799千円
第1項 医業収益	5,375,000千円	△927,911千円	4,447,089千円
第2項 医業外収益	504,834千円	1,866千円	506,700千円
第3項 特別利益	10千円	1,000,000千円	1,000,010千円

第4条 予算第4条本文中括弧書を削り、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	456,465千円	800,000千円	1,256,465千円
第1項 企業債	10千円	800,000千円	800,010千円

第5条 予算第5条に定めた企業債の変更は、「第1表 企業債補正」による。

第6条 予算第9条中「917,882千円」を「1,919,748千円」に改める。

令和2年11月25日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第1表 企業債補正

	起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
補正前	病院施設整備事業費	千円 5,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内	政府資金 又は銀行 その他資金	30年以内	5年以内	年賦又は 半年賦の 元金均等 又は元利 均等償還	左記の条件の 範囲内において借入先に融資条件がある場合、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	機械器具整備事業費	51,707				5年以内	1年以内		
補正後	病院施設整備事業費	5,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内	政府資金 又は銀行 その他資金	30年以内	5年以内	年賦又は 半年賦の 元金均等 又は元利 均等償還	左記の条件の 範囲内において借入先に融資条件がある場合、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	機械器具整備事業費	51,707				5年以内	1年以内		
	特別減収対策企業債	800,000				15年以内	3年以内		

令和2年度泉大津市病院

収 益 の

款	項	目
1 病 院 事 業 収 益	1 医 業 収 益	
		1 入 院 収 益
		2 外 来 収 益
	2 医 業 外 収 益	
		1 他 会 計 補 助 金
	3 特 別 利 益	
		1 そ の 他 特 別 利 益

資 本 の

款	項	目
1 資 本 の 収 入	1 企 業 債	
		1 企 業 債

事業会計補正予算実施計画

収 入

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円 5,879,844	千円 73,955	千円 5,953,799
5,375,000	△ 927,911	4,447,089
2,938,250	△ 685,397	2,252,853
1,846,314	△ 242,514	1,603,800
504,834	1,866	506,700
399,210	1,866	401,076
10	1,000,000	1,000,010
10	1,000,000	1,000,010

収 入

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円 456,465	千円 800,000	千円 1,256,465
10	800,000	800,010
10	800,000	800,010

令和2年度 泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 年 度 純 利 益	△ 399,890
減 価 償 却 費	280,951
固 定 資 産 除 却 費	2,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 3,184
退職給付引当金の増減額(△は減少)	95,785
賞与引当金の増減額(△は減少)	37,021
長期前受金戻入額	△ 7,519
支 払 利 息	78,967
未収金の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
その他(△は増加)	32,537
小 計	116,668
利 息 の 支 払 額	△ 78,967
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	37,701

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 181,682
補助金による収入	124,754
看護師養成費貸付による支出	△ 3,648
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 60,576

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	2,150,000
一時借入れの返済による支出	△ 2,700,000
企業債による収入	800,000
企業債の償還による支出	△ 464,005
他会計長期借入金の返還による支出	△ 50,000
他会計からの出資による収入	331,671
リース債務の返済による支出	△ 62,938
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	4,728

資 金 増 加 (減 少) 額	△ 18,147
資 金 期 首 残 高	130,693
資 金 期 末 残 高	112,546

令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算に関する説明書

(補正第 3 号)

収 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 病 院 事 業 収 益		5,879,844	73,955	5,953,799
1 医 業 収 益		5,375,000	△ 927,911	4,447,089
	1 入 院 収 益	2,938,250	△ 685,397	2,252,853
	2 外 来 収 益	1,846,314	△ 242,514	1,603,800
2 医 業 外 収 益		504,834	1,866	506,700
	1 他 会 計 補 助 金	399,210	1,866	401,076
3 特 別 利 益		10	1,000,000	1,000,010
	1 そ の 他 特 別 利 益	10	1,000,000	1,000,010

収 入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 入 院 収 益	△ 685,397	
1 外 来 収 益	△ 242,514	
1 他 会 計 補 助 金	1,866	新型コロナウイルス感染予防対応 にかかる繰入金 1,866
2 他 会 計 繰 入 金	1,000,000	資金不足解消にかかる繰入金 1,000,000

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 収 入		456,465	800,000	1,256,465
1 企 業 債		10	800,000	800,010
	1 企 業 債	10	800,000	800,010

収 入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 企 業 債	800,000	特別減収対策企業債 800,000

